

令和2年度

自治会活動の手引き

活力あるまちづくりをめざして



相模原市自治会連合会



相 模 原 市

目 次

はじめに	1
運営編	
1 自治会の主な活動	2
2 相模原市の自治会組織	6
3 自治会活動の主な助成制度など	9
4 自治会に関わる制度など	17
5 地域生活に関する主なお問い合わせ先	20
6 各種相談窓口	24
7 地域の主な団体など	31
8 その他情報	36
加入促進編	
1 自治会加入促進のために	42
2 自治会の必要性を再確認しよう！	44
3 加入呼びかけの進め方	46
4 加入呼びかけの成功例	48
5 相手の質問にきちんと答えよう	49
6 資料集	53
相模原市自治会連合会規約	55
相模原市自治会連合会地域活動功労者感謝状贈呈要領	60
相模原市自治会連合会の見舞金等について	61

はじめに

自治会役員及び会員の皆様には日ごろより、安全・安心なまちづくりのため、自ら地域を守る意識と地域における課題解決に取り組まれており、厚くお礼申し上げます。

自治会はまちづくりにとってもはや欠かせない存在となっています。特に自治会長の皆様方には会員に自治会活動への積極的な参加を促すなど、地域のまとめ役としてご尽力を頂いており、改めて敬意を表するとともに心より感謝申し上げます。

相模原市は平成22年4月に政令指定都市に移行し区の個性や特徴を生かしたまちづくりを進めてきておりますが、少子高齢化や人口減少、独居高齢者、外国人の増加に対する共生などの多くの課題を抱えております。これらを解決し安全で安心した暮らしを過ごすには、行政のみに頼らず「自分たちの城は自分たちで守る」という精神で住民が助け合い、連携し、協力していくことが大切であると思っております。

しかし、全国的な課題となっている自治会加入率の低下につきましては、相模原市においても例外ではなく年々減少傾向にあり、若い世代の自治会離れや高齢者の退会者増加、役員の担い手不足等自治会の事業を進めていくこと自体が難しくなっているという問題も抱えています。

このような状況下では単なる自治会加入促進活動に留まらず、自治会組織の活動や地域の問題解決機関としての重要性、自治会加入のメリットを発信していく必要があります。会員に配付する自治会員専用割引（J i c h i P a s s）については、人間ドック、弁護士相談、ホームタウンチームの試合観戦や宿泊施設、葬祭施設等の割引を実施しております。さらに、東京サマーランド及びさがみ湖プレジャーフォレストにご協力いただき、自治会員限定の特別優待デーを実施するなど内容の充実に取組んでまいります。

また、平成30年度に創設された地域活動ポイント制度について、市と連携しポイント利用可能店舗の増加と手続きの簡素化を図るとともに、ポイント付与による自治会活動への参加のメリットを活用し、新たな担い手の確保や活動の活性化を図ってまいります。

引き続き、SDGsの推進及び会員の生活と環境を守る活動に取り組むとともに、「相模原に住んでみたい」、「相模原に住んで良かった」、「相模原に住みつづきたい」と思われる心豊かで安全・安心なまちづくりを進めてまいります。自治会長をはじめとした自治会役員及び会員の皆様におかれましても、今後とも自治会活動、地域活動にご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、この手引きには地域における自治会や関係団体への助成制度、生活に関する諸問題に係る市の機関と問い合わせ方法、自治会加入促進に向けた取り組み事例などを掲載しております。自治会役員及び会員の皆様の活動の参考としてお役立ていただければ幸甚であります。

相模原市自治会連合会
会長 坂本 堯 則

1 自治会の主な活動

(1) 防災活動

地区防災計画等に基づき、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地区における防災力を高める活動を行っています。

「地区防災計画」

まちづくり区域を1単位とした市内22地区において、自治会等を中心に構成された検討組織により平成27年度に策定された防災計画のことであります。

自主防災組織の設置

災害時に活動する自主防災組織を地区自治会連合会や多くの単位自治会で組織しています。

この自主防災組織は、初期消火や避難誘導、炊き出しなどの防災訓練や防災物資の備蓄を行うなど、地震や風水害などの災害に備えています。

避難所運営協議会の設置

大規模な災害が発生したときは、自宅での生活が困難となる被災者の地域の拠点として、小中学校等が避難所として開設されます。

この避難所を少しでも円滑に運営できるように、自治会や学校長、避難所担当職員などによる避難所運営協議会を設置し、平常時から避難所運営に関する協議や必要な訓練を行っています。

災害時要援護者避難支援

平常時から高齢者や障害者などの災害時要援護者の所在情報の把握を行い、災害発生時の安否確認などの避難支援活動のための体制づくりを進めています。また、「災害時要援護者避難支援事業」により、市と協定を締結して、市が保有している災害時要援護者情報で所在把握などの取り組みを進めている自治会もあります。

災害時要援護者の避難支援活動に取り組む際の参考として、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」や「災害時要援護者避難支援取組の手引き・事例集～地域で取組を進めましょう～」があります。

(市のホームページにも掲載されています。)

防災マイスター制度について

自治会における防災活動の場に、防災講座等の講師として防災マイスターを派遣します。

10名以上の団体であればどなたでも受講できますので、是非ご活用ください。お問い合わせ担当課(防災マイスター制度)

危機管理課 042-769-8208

(2) 防犯・交通安全活動

空き巣やひったくり、つきまといなどの犯罪防止や子どもたちの交通安全といった地域の安全・安心を確保するための活動を行っています。

防犯灯の設置場所の選定など

市内に設置されている防犯灯は、一部(自治会が管理するもの等)を除き、平

成28年度から、市が電気料金の支払いなどの維持管理や新たな防犯灯の設置などを行っていますので、自治会は新たな防犯灯の設置場所の選定、不点灯や故障などの見回りや発見した場合の連絡などを行っています。

なお、引き続き自治会が維持管理を行う防犯灯については、自治会が電気料の支払いや電球が切れた場合の交換を行っています。

防犯カメラの設置、維持管理

防犯カメラの設置に係る調整や設置後の維持管理を行っています。

防犯パトロール

夜間パトロールやワンワンパトロール、青色回転灯を装備した車両（青パト）を利用したパトロールなど、自治会、地域ごとに特色のある防犯パトロールを行っています。

防犯・交通安全キャンペーンの協力

警察署や行政、防犯協会、交通安全協会などが行うパトロールや啓発活動に協力しています。

児童登下校時の見守り

登下校時間に合わせ、通学路に立って児童の見守り活動をしています。

高齢者の見守り

特殊詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺など）や悪質商法などの被害から高齢者を守るため、見守りや啓発活動を行っています。

落書きの見回りや消去活動

落書きの状況調査と市への報告、消去が容易な落書きの消去、落書きの防止の啓発活動などを行っています。

安全・安心まちづくり推進協議会支部の設置

地区自治会連合会単位に、地区内の関係団体を構成員として、地区内の防犯・交通安全活動などを行っています。

防犯・交通安全啓発看板・電柱幕の設置及び維持管理

地域内の防犯・交通安全のために、各区安全・安心まちづくり推進協議会が作成した防犯・交通安全啓発看板・電柱幕の設置及び維持管理を行っています。

空き家の現状把握

適正な管理がされていない空き家の現状把握や定期的な見守り、市への状況報告などを行っています。

（3）環境美化活動

ごみの出し方や地域内の清掃活動を通じて、自分たちが住んでいる地域を美しく保つための活動を行っています。

ごみ・資源集積場所の設置、清掃

ごみ・資源集積場所の新設や移設に関する届出や清掃を行っています。

ごみの出し方の周知

ごみ・資源集積場所への看板の掲出やごみ分別パンフレットの配布などを行っています。

廃棄物減量等推進員と廃棄物減量等推進協力員の推薦

ごみの減量化・資源化等については、行政だけでなく、市民一人ひとりの自覚と協力が不可欠であり、地域ぐるみの積極的かつ主体的な活動が必要です。

毎年、各自治会から「廃棄物減量等推進員」と「廃棄物減量等推進協力員」をご推薦いただき、廃棄物減量等推進員が主体となり、地域の実情に合った分別の推進や集積場所の美化・管理等をお願いしております。

地域清掃の実施

5月30日の「きれいなまちづくりの日」事業の一環として、地域の道路や公園、日ごろ利用しているごみ・資源集積場所を清掃する地域清掃を行っています。（実施日は各自治会で決めています。）

公園・広場の清掃や景観美化活動

公園や広場を街美化アダプト制度により清掃するほか、道路の清掃や広場の花壇づくりなどを行っています。

（４）地域福祉活動

高齢者や子ども、障害のある方々等が、住みやすい地域にするための活動を行っています。

募金などへの協力

赤十字会員増強運動や相模原市社会福祉協議会賛助会員の募集、共同募金の募金活動や啓発に協力しています。

地区社会福祉協議会への協力

地域福祉を中心的に担う地区社会福祉協議会の理事や会員として、活動へ参加し協力をしています。

福祉活動の支援

民生委員・児童委員やボランティアが行う「ふれあい・いきいきサロン」などへ、自治会集会所を貸し出し、活動の場の提供を行うなど福祉活動を支援しています。

（５）広報・啓発活動

地域の皆さんに必要な地域活動や、市役所をはじめとする行政機関からの情報をお知らせする活動をしています。

自治会の広報の発行

自治会の活動内容を会員へお知らせするために、「自治会報さがみはら」を発行しています。

地区自治会連合会が地区内の催し物の開催を中心にお知らせする「地区情報」（通称「地域情報紙」）を、毎月1回発行しています。

回覧や会報の配布

自治会に回覧・掲示物等送付先情報担当を設置し、市役所をはじめとする行政機関からのお知らせや、子ども会の情報などを回覧や会報を通じてお知らせしています。

自治会掲示板の設置・維持管理

ポスターなどを掲出するための掲示板を自治会が設置し、管理しています。

(6) 親睦・ふれあい活動

地域に住んでいる皆さんが繋がりを持ち、楽しく過ごすための活動を行っています。

親睦事業の実施

ふるさとまつりや夏まつり、どんど焼き、レクリエーション大会、運動会などの地域の方々が触れ合うことができる場づくりを行っています。

子どもの広場の設置

地域の子どものための遊び場や地域活動の場を確保するため、自治会が管理運営する広場を設置しています。

活動団体の支援

子ども会や老人クラブなど、自治会内の活動団体を支援しています。

(7) 各自治会で特色のある活動

防災、防犯・交通安全、環境美化、地域コミュニティなどの活動において、自治会ごとに特色のある活動をしています。

例えば・・・

夜間に行う防災訓練

青パトを活用した防犯パトロール活動

犬の散歩や買い物などの日常生活時に腕章やベストを着用して行うパトロール活動

不法投棄を防止するための芝ざくらの植え付け活動

高齢者などの歩行困難者への送迎活動

ホームページの開設

趣向をこらした夏祭りの開催

詳しくは、市ホームページの「地域力の達人」をご覧ください。



2 相模原市の自治会組織

相模原市の自治会組織は大きく分けて、3つの段階から成り立っています。

(1) 単位自治会

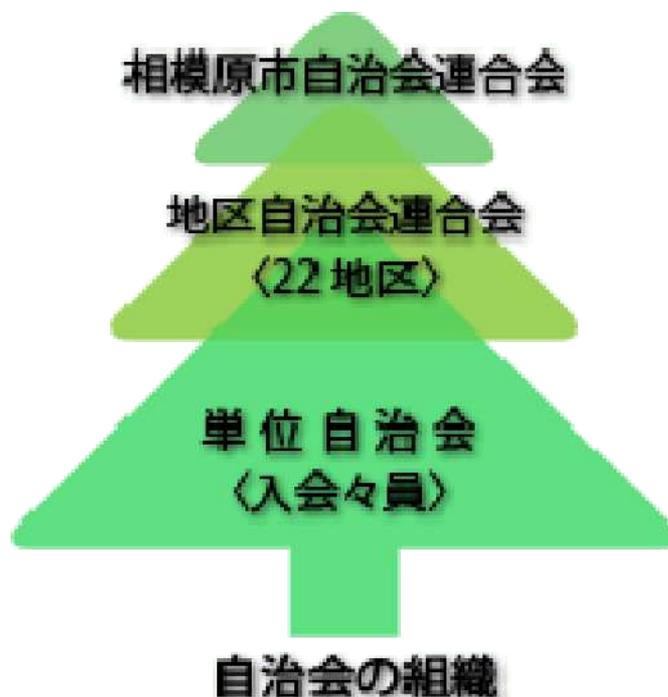
市内には590（令和2年3月31日現在）の単位自治会があり、約17万世帯の方々が加入しています。これらの単位自治会は、さらに班や組などに分かれています。

単位自治会では、その規模や地域特性などに合わせた様々な活動を行っています。

(2) 地区自治会連合会

単位自治会が集まって1つのブロックをつくり、地区自治会連合会が形成されています。地区自治会連合会は、市内22地区（緑区：橋本・大沢・城山・津久井・相模湖・藤野、中央区：小山・清新・横山・中央・星が丘・光が丘・大野北・田名・上溝、南区：大野中・大野南・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林）に設立されており、それぞれがふるさとまつり、地区防災訓練、各種研修会の開催や、定期的に自治会長会議を開催するなど、地区の課題解決や地域活性化のための活動や協議、意見・情報交換などを行っています。

なお、地区自治会連合会の事務局支援を行うため、地域活力推進員（市の会計年度任用職員）が配置されています。勤務日は地区により異なりますが、原則、月曜日から土曜日の間の5日間です。



(3) 相模原市自治会連合会

市内の地区自治会連合会会長22名が理事となり、相模原市自治会連合会が形成されています。市自治会連合会では、自治会に共通する問題についての調査研究を行い、行政や関係機関との連絡調整、協議を行う執行機関としての役割を担っており、毎月1回理事会を開催しています。

また、専門部会として、総務部会、広報部会、防災安全部会を設け、自治会員への福利厚生や広報、防犯・防災への取り組みなどを行っており、部会は、理事と各地区自治会連合会で選出された部会員で構成されています。

なお、事業計画や予算の決定、決算を承認する議決機関として、地区自治会連合会から加入世帯数により選出された委員による総会を毎年開催しています。

各区の連絡会

区ごとの連合組織は設置していませんが、各区内の連絡調整や課題などについて検討するため、各区に属する理事により構成する各区連絡会を設置しています。

この連絡会で話し合われたことは、理事会へ報告し、決議事項は理事会の承認を得ています。

委員の選出数（地区自治会連合会の加入世帯数による）

5,000世帯未満	・・・	4名
5,000世帯以上10,000世帯未満	・・・	5名
10,000世帯以上15,000世帯未満	・・・	6名
15,000世帯以上	・・・	7名

部会員の選出

地区自治会連合会ごとに選出された委員より1名を選出しています。

相模原市の自治会組織

相模原市自治会連合会

22名の理事で構成

総会により事業計画・予算等を決定

専門部会の活動

総務部会 **広報部会** **防災安全部会**

・自治会報さがみはらの発行など

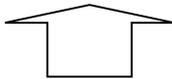
事務所の所在 中央区富士見6-6-23 けやき会館3階

区ごとの連絡会による連絡調整（各区の属する理事により構成）

緑区連絡会 **中央区連絡会** **南区連絡会**

連絡会の結果は理事会へ報告

決議事項は理事会の承認を得る



地区自治会連合会長が市自治会連合会の理事として選出

地区自治会連合会

市内22地区に設置

- ・緑区：橋本、大沢、城山、津久井、相模湖、藤野
- ・中央区：小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘、大野北、田名、上溝
- ・南区：大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林

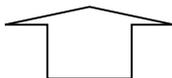
地区内の自治会により構成

自治会長会議、各種研修、ふるさとまつりの開催など

市自治会連合会の理事、委員、部会員の選出

事務局の所在 各まちづくりセンター内

本庁地域まちづくりセンター所管の小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘地区は、各公民館内



主に単位自治会長が地区自治会連合会の構成員として選出

単位自治会

市内に590の単位自治会が組織

一定の地域に住む加入世帯により構成

防犯、防災、環境美化や夏祭りなどの地域コミュニティ活動を実施

3 自治会活動の主な助成制度など

(1) 自治会等活動推進奨励金

自治会の活動に対する支援として、市から「自治会等活動推進奨励金」が交付されています。

奨励金については、市から市自治会連合会に一括交付され、市自治会連合会から地区自治会連合会へ、地区自治会連合会が単位自治会へ交付しています。

交付金額については、自治会等に対する均等割と加入世帯数などにより算定されます。

お問い合わせ担当課

市民協働推進課 042 - 769 - 8226

(2) 自治会掲示板活用促進事業

地域や行政からの情報を周知するためのポスター等掲出用の自治会掲示板が、自治会に交付されています。

掲示板及び交換用板の配布については、地区自治会連合会で調整、取りまとめの上、市自治会連合会が市へ申請しています。

なお、掲示板の設置や板の交換作業、設置後の維持管理は各自治会で行うことになります。

掲示板及び交換用板が必要な自治会におきましては、地区自治会連合会の取りまとめの際にお申し込みください。

お問い合わせ担当課

市民協働推進課 042 - 769 - 8226

(3) 自治会集会所建設等に関する制度

自治会等集会所建設補助金

集会所の建設等にかかる費用の一部を補助する制度です。

補助金の交付については、事業年度の前年度の5月末までに事前協議書を提出する必要がありますので、計画の早い段階で所管する担当課へご相談ください。

また、用地購入や建物の取得については、法務局へ登記するため、自治会を法人化する必要があります。自治会法人化については、18ページをご覧ください。

なお、自治会集会所として取得した土地や建物の固定資産税・都市計画税は、申請により減免されます。

自治会等集会所建設補助金の概要

- ・集会所用地を購入する場合

購入金額の2分の1以内(対象限度面積200㎡まで)

- ・建物を新築、増築、改築または、住宅を購入する場合

建築費又は購入費の2分の1以内

(対象限度面積 140㎡まで、対象限度単価140,000円/㎡まで)

- ・マンション等の1室を区分購入する場合

購入費の2分の1以内(対象限度面積140㎡まで)

- ・バリアフリー改修を行う場合
工事費の3分の2以内（補助対象限度額3,000,000円、補助限度額2,000,000円まで）
- ・修繕を行う場合
工事費の2分の1以内（補助対象限度額5,000,000円、補助限度額2,500,000円まで）
- ・太陽光発電システムを設置する場合
設置費の2分の1以内（補助対象限度額4,000,000円、補助限度額2,000,000円まで）

「さがみはら地球温暖化対策協議会」では、既に設置している自治会館の太陽光発電システムの発電データ等を収集していますので設置の参考に情報提供することができます。

お問い合わせ先：さがみはら地球温暖化対策協議会

042-753-9550

自治会集会所建設資金融資

自治会が集会所を建設する際の補助に合わせ、市が契約する金融機関から融資を受けることができる制度です。

融資制度を利用する場合は、自治会等集会所建設補助金と合わせて、所管する担当課へご相談ください。

自治会集会所建設資金融資制度の概要

融資期間10年以内、年利率2%、元利均等月賦返済

金融機関 相模原市農業協同組合、神奈川つくい農業協同組合、きらぼし銀行
自治会集会所賃借料補助

自治会が有償で借りる集会所及び集会所用地について、10年以内に集会所を取得する計画がある場合、原則10年間を限度に補助金が交付されます。

集会所及び集会所用地を賃借する計画段階で所管する担当課へご相談ください。
なお、市有地を賃借する場合は、すでに賃借料の2分の1が減免されていますので補助金の対象にはなりません。

自治会集会所賃借料補助制度の概要

- ・集会所用地の借地 地代の2分の1（対象限度面積200㎡まで）
- ・集会所の借家 家賃及び礼金の2分の1
（対象限度面積140㎡まで、対象限度単価1ヶ月あたり2,450円/㎡まで。礼金は1契約当たり2,450円/㎡の2ヶ月分まで）

お問い合わせ担当課

橋本、大沢地区	橋本まちづくりセンター	042-703-0354
中央区内	本庁地域まちづくりセンター	042-707-7049
南区内	南区役所地域振興課	042-749-2135
城山地区	城山まちづくりセンター	042-783-8117
津久井地区	津久井まちづくりセンター	042-780-1403
相模湖地区	相模湖まちづくりセンター	042-684-3213
藤野地区	藤野まちづくりセンター	042-687-2119
制度について	市民協働推進課	042-769-8226

(4) 子どもの広場助成制度

子どもの身近な遊び場として、自治会などが土地所有者から無償で土地を借りて設置する「子どもの広場」の設置費や整備費、撤去費に対して補助金の交付等がされます。

また、子どもの広場として借りる土地の固定資産税・都市計画税については、減免を受けることができます。

設置や整備、撤去する前に必ず、担当課へご相談ください。

整備費の補助

補助対象

機械導入による整地、遊具・看板・外柵・防球ネット・便所・水飲み場等の設置、修理及び撤去

補助率

必要経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)

補助限度額

300,000円

(注) 毎年度1回申請できます。

砂の補充

広場の砂を無償で補充しています。

各子どもの広場につき年に1回、最大10m³まで可能です。砂は、砂場用と、広場用の2種類を用意しています。なお、砂ならしや整地等は管理団体にお問い合わせしております。詳しくは担当課までお問い合わせください。

お問い合わせ担当課

こども・若者支援課 042-769-8370



(5) 街美化アダプト制度

街美化アダプト制度は、自治会など地域の皆さんと市が役割分担をし、両者の合意に基づき、花植えや清掃などの美化活動を継続的に進める制度です。

アダプトとは、「養子縁組をする」という意味で、公園や緑地・道路などを養子のようにいつくしみ、世話するところから名付けられました。

清掃や除草、花植え活動などを行う団体は、作業用具等を購入するための活動支援費の支給のほか、市民活動サポート補償制度の適用などの支援を受けられます。

「公園」のお問い合わせ担当課

公園課 042 - 769 - 8243

(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)

津久井地域環境課 042 - 780 - 1404

「児童遊園」のお問い合わせ担当課

こども・若者支援課 042 - 769 - 8370

「緑地」のお問い合わせ担当課

水みどり環境課 042 - 769 - 8242

(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)

津久井地域環境課 042 - 780 - 1404

「道路」のお問い合わせ担当課

緑土木事務所 042 - 775 - 8817

津久井土木事務所 042 - 780 - 1417

中央土木事務所 042 - 769 - 8262

南土木事務所 042 - 749 - 2211

「河川」のお問い合わせ担当課

河川課 042 - 769 - 8273

(6) 集団資源回収奨励金

自治会や地域の子ども会、PTA、老人クラブなどの団体が、家庭から出るびん類(ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんのみ)、かん・金物類、紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パックのみ)、布類を資源として自主的に回収し、取扱業者などに引き渡す地域のリサイクル活動です。

この活動に対し、市では、回収量1kgあたり7円の奨励金を交付していますが、奨励金を受けるには、実施団体の登録が必要です。

実施団体の登録などについては、資源循環推進課にお問い合わせください。

お問い合わせ担当課

資源循環推進課 042 - 769 - 8245

(7) 防犯灯の補助制度(市が維持管理する防犯灯を除く)

自治会が管理する防犯灯(市の管理対象外)の設置や維持管理に要する費用に対して、次のとおり補助金が交付されます。

なお、交付申請につきましては、地区自治会連合会単位で取りまとめて行うこともできます。

設置費補助金

・LED防犯灯の新設・再設等

LED防犯灯の新設や再設等に対して、補助金が交付されます。補助額等については、別途作成する「防犯灯の手引き」をご参照ください。

維持管理費補助金

4月1日現在で自治会が管理している防犯灯の年間電気料相当額と維持管理費の補助金が交付されます。補助額等については、別途作成する「防犯灯の手引き」をご参照ください。

施設賠償責任保険の加入

自治会が管理する防犯灯が原因となる事故等に適切に対応できるよう、防犯灯に関する施設賠償責任保険に、相模原市自治会連合会が一括して加入します。万一、事故が発生した場合は、市民協働推進課の市自治会連合会事務局担当、または各区役所地域振興課までご連絡ください。

お問い合わせ担当課

緑区内	緑区役所地域振興課	042 - 775 - 8801
中央区内	中央区役所地域振興課	042 - 769 - 9801
南区内	南区役所地域振興課	042 - 749 - 2135
施設賠償責任保険	市民協働推進課	042 - 769 - 8226

(8) 自主防災組織活動事業費補助金

地震や火災などから生命や財産を守るために「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災の組織的対応のもとで、地域の人々が協力しあって災害に備えることが必要です。

防災という共通の目的を持って結成される単位自主防災組織、地区連合自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るために、補助金が交付されます。

訓練などの活動に要する経費が対象となり、補助率は2分の1(1,000円未満切り捨て)で、補助金交付申請額は各地区に配分された予算額を元に、上限額(原則20万円)の範囲内で定めます。

補助金交付申請は、9月末までに各区役所地域振興課、各まちづくりセンター(小山・清新・横山・中央・星が丘・光が丘地区は各公民館)又はお近くの消防署所へ提出してください。令和2年度から、当該補助金は概算払いとなりましたので、請求書は交付決定通知書受領後速やかに提出してください。

実績報告書は2月末日までが提出期限ですが、2月15日以降は、直接各区役所地域振興課へ提出してください。

お問い合わせ担当課

緑区内	緑区役所地域振興課	042 - 775 - 8801
中央区内	中央区役所地域振興課	042 - 769 - 9801
南区内	南区役所地域振興課	042 - 749 - 2135

(9) 避難所運営協議会活動事業費補助金

災害時に市が開設する小中学校等の避難所の運営を担う避難所運営協議会が防災力の充実に図るために、避難所運営訓練等を行う場合に補助金が交付されます。

当該訓練等に要する経費が対象となり、補助限度額は100,000円となります。

補助金申請は、9月末までに各区役所地域振興課、各まちづくりセンター（小山・清新・横山・中央・星が丘・光が丘地区は各公民館）又はお近くの消防署所へ提出してください。請求書は交付決定通知書受領後速やかに提出してください。

実績報告書は2月末日までが提出期限ですが、2月15日以降は、直接各区役所地域振興課へ提出してください。

お問い合わせ担当課

緑区内	緑区役所地域振興課	042 - 775 - 8801
中央区内	中央区役所地域振興課	042 - 769 - 9801
南区内	南区役所地域振興課	042 - 749 - 2135

(10) 地域活性化事業交付金

地域の団体の自主的な活動による課題解決や地域の活性化に資する事業が交付対象になります。申請事業の内容について、まちづくり会議の意見を聴き、参考とした上で区長が交付の可否を決定します。

なお、自治会加入促進や担い手育成、参加者増加、活動団体間の連携強化、まちづくり会議が提示した課題を視点とした事業は優先的な対象事業となります。

自治会及び地区自治会連合会についても、地域の課題解決や地域の活性化に資する事業で、市の他の補助制度の対象にならない場合は、交付対象になります。

交付金は、同一の事業に継続して交付する場合は3年を限度とし、事業に要する経費の10分の10以内で交付されます。ただし、事業実施に必要となる1万円以上の財産（備品等）の購入については、購入費の3分の2以内の交付となります。

詳しくは、各まちづくりセンターにご相談ください。

お問い合わせ担当課

橋本地区	橋本まちづくりセンター	042 - 703 - 0354
大沢地区	大沢まちづくりセンター	042 - 761 - 2610
城山地区	城山まちづくりセンター	042 - 783 - 8117
津久井地区	津久井まちづくりセンター	042 - 780 - 1403
相模湖地区	相模湖まちづくりセンター	042 - 684 - 3213
藤野地区	藤野まちづくりセンター	042 - 687 - 2119
小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘地区	本庁地域まちづくりセンター	042 - 707 - 7049
大野北地区	大野北まちづくりセンター	042 - 861 - 4512
田名地区	田名まちづくりセンター	042 - 761 - 0056
上溝地区	上溝まちづくりセンター	042 - 762 - 0079
大野中地区	大野中まちづくりセンター	042 - 741 - 6695
大野南地区	大野南まちづくりセンター	042 - 749 - 2217
麻溝地区	麻溝まちづくりセンター	042 - 778 - 2381

新磯地区	新磯まちづくりセンター	0 4 6 - 2 5 1 - 0 0 1 4
相模台地区	相模台まちづくりセンター	0 4 2 - 7 4 4 - 3 1 4 8
相武台地区	相武台まちづくりセンター	0 4 6 - 2 5 4 - 3 7 5 5
東林地区	東林まちづくりセンター	0 4 2 - 7 4 4 - 5 1 8 7

(11) 防犯活動物品補助金

市では、防犯パトロールなど防犯活動に必要な物品を購入する経費の一部を補助し、皆様の防犯活動を支援しています。

補助内容・対象

補助率及び限度額

予算の範囲内で防犯活動に必要な物品購入費の2分の1を補助します。

ただし、限度額は50,000円です。

補助対象物品

帽子、ブルゾン、腕章、合図灯、懐中電灯など

当年度中に購入する物品であること

帽子、ブルゾン、腕章などは緑色を基本とし、「防犯」、「パトロール」と表示されていることが望ましい

補助対象団体

5名以上で構成され毎月定例的に防犯活動を実施する団体

当年度において、県、警察、市、防犯協会、安全・安心まちづくり推進協議会等から防犯活動のための補助金を受けていない団体

防犯モデル地区運営費補助金及び防犯活動物品購入支援事業補助金を過年度に受けていない団体（過年度に補助を受けた団体も2次申請は可）

物品購入後の申請は補助対象外となります。

申請受付期限

1次申請 令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)まで
先着順(予算額に達したところで締切りとさせていただきます。)

1次申請の申込み状況により、1次申請期間終了後、2次申請の受付をする場合があります。

申請方法

補助申請に必要な書類を送付しますので、交通・地域安全課または、お住まいの区の地域振興課までご連絡いただき、申請期間中に書類を提出してください(郵送可)。

補助申請書類

補助金等交付申請書、事業計画書、補助金概要調書、収支予算書、支払金口座振替依頼書、見積書の写し

事業終了後に実績報告書、領収書の写し等の書類提出が必要となります。

お問い合わせ担当課(書類提出先)

交通・地域安全課		0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 2 9
緑区役所	地域振興課	0 4 2 - 7 7 5 - 8 8 0 1
中央区役所	地域振興課	0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 0 1
南区役所	地域振興課	0 4 2 - 7 4 9 - 2 1 3 5

(12) 防犯カメラ設置費補助金

自治会又は地域住民等で組織された防犯活動団体に対し、防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助します。

補助内容・対象等

補助対象経費

防犯カメラ及び附属機器の購入、設置工事等に要する経費

保守点検費用、修理費用及び電気料金等の維持管理費は対象外

補助率及び限度額

予算の範囲内で補助対象経費の10分の9及び160,000円のいずれか低い額を補助します。

補助上限台数

1団体あたり5台まで

交付条件

相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日策定）に沿った適切な設置及び運用を行うこと。

○補助対象団体

自治会など、地域住民等で組織された継続的に防犯活動を行う団体

○事前協議受付期限

令和2年4月1日(水)から令和2年6月30日(火)まで

申請方法

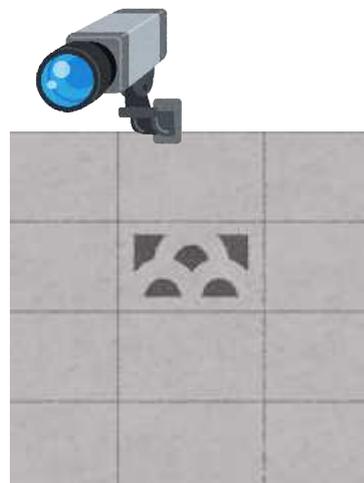
交付申請の前に、設置場所、設置時期及び撮影範囲等について事前の協議が必要となります。詳しくは、交通・地域安全課にご相談ください。

○事前協議時提出書類

防犯カメラ設置協議書、設計書又は仕様書（関連機器の構成がわかるもの）、防犯カメラの設置場所を明記した図面、見積書

お問い合わせ担当課

交通・地域安全課 042-769-8229



4 自治会に関わる制度など

(1) 市民活動サポート補償

この補償制度は、市内でボランティア活動を行う皆さん(自治会の役員等)を対象として、市が保険に加入しているものです。保険料は全額市が負担しているため、個人での保険料の負担や登録手続きは必要ありません。ただし、ボランティア活動者が事情により同行させる未就学児は登録が必要です。

ボランティア活動者が他者に損害を与え法律上の賠償責任を負う場合の損害賠償責任事故、活動中に死亡や負傷した場合の傷害事故及び特定の疾病の発病によって死亡した場合の特定疾病事故が補償されます。

対象となる活動は、無償で自発的・継続的・計画的に行われる公益性のある活動で、社会福祉活動・社会奉仕活動・社会教育活動・青少年育成活動・地域活動などです(政治・宗教・営利を目的とする活動や職業として行う活動、団体の自助活動などは対象になりません。)

自治会活動中に万が一事故が発生したときは、お問い合わせください。

【主な補償内容】

令和元年5月1日現在

	区 分	保 険 金 額	
賠償 責任 事故	対 人 (身体賠償)	1 人 1 事故	最 高 1 億円 最 高 5 億円
	財 物	1 事故	最 高 1,000 万円
	保 管 物	1 事故	最 高 500 万円
傷害 事故	死 亡	1 人	500 万円 (熱中症等は300万円)
	入 院	1 日	(180日以内) 3,000 円
	通 院	1 日	(90日以内) 2,000 円
特定 疾病	死 亡		50 万円

入院とは、医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、健康保険制度の対象となっている病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

通院とは、医師による治療が必要な場合において、健康保険制度の対象となっている病院または診療所等に通り、医師の治療を受けることをいいます。

特定疾病は、急性心疾患・急性脳疾患を原因としてボランティア活動中又は市主催行事中に死亡又は発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合のことをいいます。また、急性心疾患・急性脳疾患並びに熱中症等以外の疾患をボランティア活動中又は市主催行事中に発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾病名が特定できる場合のことをいいます。

ただし、急性アルコール中毒等、公序良俗に反する行為により発症したものは除きます。

車両に起因する損害賠償責任事故並びに外傷性頸部症候群（いわゆるむち打ち症）及び腰痛等他覚症状のない傷害事故並びに野焼き、山焼きなど補償対象外の活動もありますのでご注意ください。

お問い合わせ担当課

市民協働推進課 042 - 769 - 8226

（２）認可地縁団体（自治会法人化）

自治会名義で不動産登記ができないことによる財産上のトラブルを解消するため、平成３年に地方自治法が改正され、市町村長の認可により自治会が法人格を取得して、不動産登記ができるようになりました。

この地縁団体の認可（自治会法人化）は、資産を保有する場合、または、資産を保有する見込みがある場合に限られます。現に不動産を所有せず、所有する予定がない自治会は認可できません。

認可申請には、法人格を取得する前の自治会の規約に基づいて開催される総会に諮り、「法人格を取得するための認可を受ける」という意思決定が必要になります。総会において、規約を定め、構成員名簿を整備し、総会の議決を得た後に、区長に必要書類を添えて申請します。

区長が、自治会からの認可申請に基づき、地縁による団体の認可をすると、自治会の名称や区域、事務所の所在、代表者に関する事項を告示し、この告示により対外的に効力を生じます。

認可後に規約を変更した場合は、区長の認可が必要となりますので、規約変更認可申請書に総会議事録、総会資料を添えて申請します。

また、代表者の変更など、告示事項に変更が生じた場合は、区長への届出が必要ですので、告示事項変更届出書に総会議事録、総会資料を添えて届出します。

認可された地縁による団体は、告示した事項の証明書（告示事項証明書）と、登録した印鑑の印鑑登録証明書の交付を申請することができます。告示した事項の証明書は誰でも交付を申請することができますが、印鑑登録証明書は、代表者（会長）本人が交付を申請しなければなりません。両証明書の交付申請先は、地縁団体台帳を保管する担当課になります。

お問い合わせ担当課

橋本、大沢地区	橋本まちづくりセンター	042 - 703 - 0354
中央区内	本庁地域まちづくりセンター	042 - 707 - 7049
南区内	南区役所地域振興課	042 - 749 - 2135
城山地区	城山まちづくりセンター	042 - 783 - 8117
津久井地区	津久井まちづくりセンター	042 - 780 - 1403
相模湖地区	相模湖まちづくりセンター	042 - 684 - 3213
藤野地区	藤野まちづくりセンター	042 - 687 - 2119

(3) ふれあい広場

住民の軽スポーツやレクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動促進のための多目的広場「ふれあい広場」を、原則として各公民館区2か所を上限に設置することができます(城山、津久井、相模湖及び藤野においては各地区の中間連合区域を1公民館区とみなす)。

ふれあい広場は、概ね1,000~2,000㎡規模を対象としており、新設を希望する場合は、公民館区ごとに自治会を中心とした「ふれあい広場選定委員会」を組織し、要件に合った広場候補地の選定や土地所有者との交渉を行います。市は、土地所有者と土地使用貸借の契約を結び、水道やトイレ、防球ネット、清掃用具入れ等を設置します。

供用にあたっては、自治会を中心とした「ふれあい広場管理運営委員会」が広場の利用ルールを策定するほか、街美化アダプト制度(ふれあい広場管理)に基づき、除草、清掃、設備の保守、小破修繕、植栽の手入れなどの活動を行います。

なお、ふれあい広場として、市と使用貸借契約を締結した土地については、固定資産税・都市計画税が減免又は非課税になります。

「ふれあい広場」のお問い合わせ担当課

市民協働推進課 042-769-8226

「固定資産税・都市計画税」のお問い合わせ担当課

資産税課 042-769-8223

(4) こども110番の家

子どもたちの登下校時や公園・広場等で、「知らない人からの声掛け」、「痴漢」、「つきまとい行為」の被害を受けたり、受けそうになった時に安心して避難できる場所として設置され、避難してきた子どもたちを保護し、警察に通報します。

子どもたちを不審者等から守り、緊急に避難できる場所の確保と犯罪を未然に防ぐ目的で設置される「こども110番の家」に、自治会もその設置や活動に協力しています。

お問い合わせ担当課

交通・地域安全課 042-769-8229

緑区役所 地域振興課 042-775-8801

中央区役所 地域振興課 042-769-9801

南区役所 地域振興課 042-749-2135

(5) 地域密着型通所介護及び高齢者グループホーム等運営推進会議

地域密着型の介護サービス(一部除く)では、地域との結びつきを深め、地域に開かれたサービスを提供するために、「運営推進会議」において、事業所の運営等への評価を受けることや必要な要望・助言を聴くこととされており、地域の代表として、自治会、民生委員、老人クラブ等の方が参加しています。

事業者から自治会に対し「運営推進会議」への参加依頼がありましたら、自治会として可能な範囲でご協力ください。

お問い合わせ担当課

福祉基盤課 042-707-7046

5 地域生活に関する主なお問い合わせ先

(1) ごみ・資源集積場所

ごみ・資源集積場所を設置・移設する場合は、原則10世帯以上を単位に、場所を決めて、地域の各環境事業所、津久井クリーンセンターへ「ごみ・資源収集申込書」を提出することになります(資源循環推進課、各まちづくりセンター及び出張所から回送も可)。提出後、各環境事業所、津久井クリーンセンターで収集上の問題がないと判断した場合、収集開始となります。

提出の際には、地域の状況を把握するなどの観点から、原則として自治会長が協議印を押印することとしています。このため、新規住宅の建設等に伴うごみ・資源集積場所の設置の際などは、集積場所を設置しようとする不動産業者等から連絡がくる場合があります。

なお、「ごみ・資源収集申込書」は、上記の事務所に配架してあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

ごみ・資源集積場所では、一般ごみを週2回、「資源の日」と「容器包装プラの日」は週1回ずつ回収しています。

また、各自治会からご推薦いただいた廃棄物減量等推進員には、集積場所の美化・管理にご協力をいただいております。

お問い合わせ担当課

麻溝台環境事業所 042-747-1241

橋本台環境事業所 042-772-0218

津久井クリーンセンター 042-784-2711

(2) 自治会活動に伴うごみ

自治会の活動に伴い発生したごみについては家庭ごみに準ずるものとし、次の表のとりの取り扱いとなります。なお、この取扱いは、地区自治会連合会、単位自治会、子ども会、老人会、地区社会福祉協議会が対象団体となります。

種類等	処理方法	ごみ処理手数料等	
		行事	全額減免
一般ごみ	市処理施設自己搬入	行事	全額減免
		行事以外	一時に100kg以上持ち込む場合150円/10kg * 10月1日より10kgにつき190円/10kg
資源化可能物	市資源リサイクルステーション自己搬入	/	
粗大ごみ	市粗大ごみ受入施設 自己搬入又は市収集	(自己搬入) 150円/10kg * 10月1日より190円/10kg (市収集) 品目別に規則で定める額	
自治会館等への不法投棄物	「行事以外の一般ごみ」、「資源化可能物」、「粗大ごみ」に準ずる		
地域清掃	自己搬入又は市収集	全額減免	

- * 本項の適用は、自治会が主体となって実施する活動に伴い排出するごみに限ります。
- * 「行事」とは、ふるさとまつり、盆踊り、運動会、レクリエーション大会等となります。
- * 「資源化可能物」の種類は、市資源リサイクルステーションで受け入れる資源及び容器包装プラとなります。
- * 露天商等の販売等に伴い発生したごみは、通常の事業系ごみの取扱いとなります。
- * 市清掃工場には、資源化可能物や粗大ごみを搬入しないでください。

お問い合わせ担当課

廃棄物指導課

0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 5 8

(3) 交通安全教室・防犯講習会

市では、防犯交通安全指導員による交通安全教室及び防犯講習会を開催しています。交通事故を一件でも減らすため、また、家族や地域を犯罪から守るために是非ご利用ください。

開催日時：原則 平日の午前 1 0 時から 1 1 時 3 0 分、午後 2 時から 4 時

開催場所：地域の広場、自治会館、公民館等

交通安全教室の主な内容

- ・ 講話、DVD 上映、自転車実技、旗振り指導等

防犯講習会の主な内容

- ・ 講話、DVD 上映、空き巣・ひったくり対策、特殊詐欺等対策、高齢者や子ども向けの防犯指導等

申込方法：下記お問い合わせ担当課へ連絡してください。

お問い合わせ担当課

交通・地域安全課

0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 2 9

(4) 交通規制

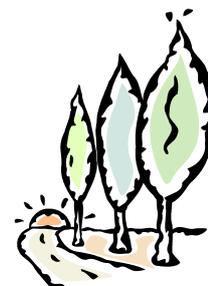
横断歩道や信号機の設置、一時停止や一方通行などの交通規制についてのご相談は、所管する次の警察署へお問い合わせください。

警察署名	所管区域	電話番号
相模原北警察署	緑区内 (橋本、大沢地区)	042-700-0110
津久井警察署	緑区内 (城山、津久井、相模湖、藤野地区)	042-780-0110
相模原警察署	中央区内	042-754-0110
相模原南警察署	南区内	042-749-0110

(5) 道路の管理、維持、補修

カーブミラー、ガードレール、道路照明灯などの道路に関する管理、維持、補修についてのご相談は、所管する次の関係機関へお問い合わせください。

関係機関名	所管する道路	電話番号
緑土木事務所	緑区内(橋本、大沢地区)の市道・県道・ 国道413号	042-775-8818 (橋本、大沢地区)
	緑区内(城山地区)の市道・県道・ 国道413号	042-783-8151 (城山地区)
津久井土木事務所	緑区内(津久井地区)の市道・県道 国道413号・ 412号(津久井、相模湖地区)	042-780-1417
	緑区内(相模湖地区)の市道・県道	042-684-3252
	緑区内(藤野地区)の市道・県道	042-687-5504
中央土木事務所	中央区内の市道・県道 国道129号	042-769-8266 (道路の補修関連) 042-769-9235 (交通安全施設の 補修関連)
南土木事務所	南区内の市道・県道	042-749-2213 (道路の補修関連) 042-749-2215 (交通安全施設の 補修関連)
相武国道工事事務所 八王子国道出張所	国道16号	042-645-5562
相武国道工事事務所 日野出張所	国道20号	042-582-0408



(6) 河川敷地での自治会活動

河川敷地での自治会活動は、届出が必要となる場合がありますので、次の関係機関へお問い合わせください。

関係機関名	河川の名称及び管理区間	電話番号
相模原市 河川課	<p>【準用河川鳩川】 内出橋下流端～千歳橋上流端</p> <p>【準用河川八瀬川】 相模川第9雨水幹線分派点～相模川合流点</p> <p>【準用河川姥川】 姥川第1雨水幹線の吐口～鳩川合流点</p>	042-769-8273
神奈川県 厚木土木事務所 津久井治水センター	<p>【一級河川鳩川】 千年橋上流端～座間市境</p> <p>【一級河川鳩川分水路】 鳩川からの分派点～相模川合流点</p> <p>【一級河川鳩川隧道分水路】 鳩川からの分派点～相模川合流点</p> <p>【一級河川道保川】 古山暗渠上流端～鳩川合流点</p> <p>【一級河川早戸川】 蛙沢川合流点～中津川合流点</p> <p>【一級河川串川】 根無沢合流点～相模川合流点</p> <p>【一級河川道志川】 山梨県境～相模川合流点</p> <p>【一級河川秋山川】 山梨県境～相模川合流点</p> <p>【一級河川金山川】 山梨県境～秋山川合流点</p> <p>【一級河川相模川】 山梨県境～小倉橋</p> <p>【二級河川境川】 緑区川尻地内～根岸橋上流端</p> <p>【二級河川小松川】 緑区川尻地内松風橋～境川合流点</p> <p>【二級河川本沢】 緑区川尻地内砂防堰～境川合流点</p>	042-784-1111
神奈川県 厚木土木事務所	<p>【一級河川相模川】 小倉橋～座間市境</p>	046-223-1711
東京都 南多摩東部建設事務所	<p>【二級河川境川】 根岸橋上流端～大和市境</p>	042-720-8628

6 各種相談窓口

(1) 高齢者支援センター【地域包括支援センター】(地域包括ケア推進課、各区高齢・障害者相談課)

高齢者の保健・福祉・介護についての相談を皆様のより身近なところで受けることができるように、市が社会福祉法人等に委託をして『高齢者支援センター（地域包括支援センター）』を市内29箇所に設置しています。相談や申請等の費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

主な業務内容

- 保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職による、高齢者や介護家族からの相談対応
- 在宅福祉サービスや介護保険の申請代行
- 介護認定で要支援と認定を受けた方等の介護予防ケアプランの作成やサービス利用調整
- 介護予防に関する教室の開催と、住民主体による活動の支援（いきいき百歳体操等）
- 地域ケア会議の開催
- 高齢者の権利擁護に関する相談支援

所在地及び連絡先

《緑区》

橋本高齢者支援センター（担当：橋本地区）

所在地：緑区西橋本3-1-14

電話：042-773-5812

相原高齢者支援センター（担当：相原地区）

所在地：緑区二本松3-4-7

電話：042-703-5088

大沢高齢者支援センター（担当：大沢地区）

所在地：緑区大島1583-1（介護老人保健施設グリーンヒルズ相模原内）

電話：042-760-1210

城山高齢者支援センター（担当：城山地区）

所在地：緑区久保沢1-3-1（城山総合事務所第1別館1階）

電話：042-783-0030

津久井高齢者支援センター（担当：津久井地区）

所在地：緑区中野966-5

電話：042-780-5790

相模湖高齢者支援センター（担当：相模湖地区）

所在地：緑区与瀬896（相模湖総合事務所1階）

電話：042-684-9065

藤野高齢者支援センター（担当：藤野地区）

所在地：緑区小淵2000（藤野総合事務所4階）

電話：042-686-6705

《中央区》

小山高齢者支援センター（担当：小山地区）

所在地：中央区宮下1-1-21

電話：042-771-3381

清新高齢者支援センター（担当：清新地区）

所在地：中央区清新3-6-1

電話：042-707-0822

横山高齢者支援センター（担当：横山地区）

所在地：中央区横山台1-1-1 田所コーポ1階3号

電話：042-751-6662

中央高齢者支援センター（担当：中央地区）

所在地：中央区千代田1-6-2 アスカマンション1C号

電話：042-730-3886

星が丘高齢者支援センター（担当：星が丘地区）

所在地：中央区星が丘3-6-21 マルセイハイツ1-105

電話：042-758-7719

光が丘高齢者支援センター（担当：光が丘地区）

所在地：中央区光が丘2-18-87（光が丘ふれあいセンター内）

電話：042-750-1067

大野北第1高齢者支援センター（担当：大野北地区の一部）

所在地：中央区淵野辺3-20-15 淵野辺コート1階

電話：042-704-9551

大野北第2高齢者支援センター（担当：大野北地区の一部）

所在地：中央区鹿沼台1-3-17 1-C号室

電話：042-768-2195

田名高齢者支援センター（担当：田名地区）

所在地：中央区田名1262-5 D+STYLE 上田名ビル1階

電話：042-764-6831

上溝高齢者支援センター（担当：上溝地区）

所在地：中央区上溝7-16-13

電話：042-760-7055

《南区》

大野中高齢者支援センター（担当：大野中地区）

所在地：南区古淵3-28-1 ランバーパート6 1階

電話：042-701-0511

大沼高齢者支援センター（担当：大沼地区）

所在地：南区若松4-17-13 ソフィアビル1階

電話：042-705-5435

大野台高齢者支援センター（担当：大野台地区）

所在地：南区大野台5-19-15（シルバータウン大野台ケアセンター内）

電話：042-758-8278

大野南高齢者支援センター（担当：大野南地区）

所在地：南区相模大野 3 - 1 - 33 丸徳ビル 1階

電話：042 - 767 - 3701

上鶴間高齢者支援センター（担当：上鶴間地区）

所在地：南区上鶴間本町 6 - 28 - 14

電話：042 - 767 - 2731

麻溝高齢者支援センター（担当：麻溝地区）

所在地：南区下溝 756 - 6（三和麻溝店 B館 3階）

電話：042 - 777 - 6858

新磯高齢者支援センター（担当：新磯地区）

所在地：南区新戸 1716（新戸デイサービスセンター内）

電話：046 - 252 - 7646

相模台第1高齢者支援センター（担当：相模台地区の一部）

所在地：南区南台 5 - 12 - 21 品田ビル 1 - A

電話：042 - 767 - 3888

相模台第2高齢者支援センター（担当：相模台地区の一部）

所在地：南区相模台 6 - 12 - 11

電話：042 - 741 - 6665

相武台高齢者支援センター（担当：相武台地区）

所在地：南区新磯野 4 - 1 - 3（相武台まちづくりセンター・公民館内）

電話：046 - 206 - 5571

東林第1高齢者支援センター（担当：東林地区の一部）

所在地：南区東林間 5 - 5 - 1

電話：042 - 740 - 7708

東林第2高齢者支援センター（担当：東林地区の一部）

所在地：南区相南 1 - 7 - 17

電話：042 - 705 - 8278

（2）児童虐待の相談

都市化や核家族化が進むなかで、家庭や地域から子育てについてのアドバイスや手助けを受けることができず、負担や孤独を感じている親が少なくありません。このような状況に合わせるように、児童虐待が深刻な社会問題となっています。

「いつでも」「どこでも」「誰でも」、児童虐待に出会う可能性があります。児童虐待を早期に発見するためには、子どもや家族、家庭の様子に「何かおかしいな？」と感じたときに、その疑問をそのままにしないことが大切です。

「不自然な傷や打撲のあとがある」「着衣や髪の毛がいつも汚れている」「表情が乏しい」「おどおどしている」「落ち着きがなく、乱暴になる」「親を避けようとする」「夜遅くまで一人で遊んでいる」など、「ひょっとして児童虐待？」と思ったら、子どもの安全を確認するために、ためらわずに通告してください。

たとえ、虐待ではなかったとしても、子どもを守るために善意で通告した場合には、責任を問われることはありません。また、通告した人の名前などが他に漏れることは絶対にありません。

【通告（相談）窓口】

緑子育て支援センター	0 4 2 - 7 7 5 - 8 8 1 5
中央子育て支援センター	0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 2 1
南子育て支援センター	0 4 2 - 7 0 1 - 7 7 0 0
児童相談所	0 4 2 - 7 3 0 - 3 5 0 0

【24時間通告（相談）窓口】

こども虐待110番 0 4 2 - 7 3 0 - 3 5 1 1

児童相談所虐待対応ダイヤル 1 8 9 [いちはやく]

お子さんがお住まいの区の子育て支援センターか児童相談所、「こども虐待110番」、または「児童相談所虐待対応ダイヤル」に連絡してください。

昼夜を問わず、子どもの生命に危険が生じる状況がある場合には、まず警察に連絡し、子どもの安全を確保してください。

（3）子育ての相談

育児やしつけなど、子育てについての様々な相談を、電話や来所面接でお受けしています。また、相談の内容に応じて、専門的な相談機関をご案内しています。

相談日

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（年末年始・祝日を除く）

場所及び連絡先

緑子育て支援センター（緑区合同庁舎3階 緑区西橋本5-3-21）

0 4 2 - 7 7 5 - 8 8 1 5

中央子育て支援センター（ウェルネスさがみはらA館1階 中央区富士見6-1-1）

0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 2 1

南子育て支援センター（南保健福祉センター3階 南区相模大野6-22-1）

0 4 2 - 7 0 1 - 7 7 0 0

（4）ソレイユさがみ女性相談

一般相談（電話・面接）

夫婦、家族、男女等人間関係の問題や就労、生活上の女性が抱えるさまざまな悩みについての相談

相談担当 女性相談員

相談日時 毎日（但し、毎月第4月曜日、年末年始は除く）

午前10時から午後5時まで（火・木曜日は午後6時まで）

相談場所 ソレイユさがみ女性相談室（緑区橋本6-2-1）

電話番号 0 4 2 - 7 7 5 - 1 7 7 7

（注1）専門相談は、一般相談の後に専門相談が必要な方のみ予約できます。

（注2）面接相談は、事前に上記電話番号にて予約が必要です。但し、緊急の場合は、ご相談ください。

専門相談

【女性のための法律相談（面接） 予約制】

女性への暴力、セクシュアル・ハラスメント、離婚、相続、借金など法律上の問題に関する相談

相談日時 毎月第1、2、3木曜日（但し、木曜日が5回ある月は第1、2、4木曜日）午後2時から午後4時まで（1人30分以内）

相談担当 弁護士（女性）

【女性のための心の相談（電話・面接） 予約制】

女性の心の健康に関する悩みや困りごとについての相談

相談日時 毎月第2土曜日及び偶数月第4土曜日

午後2時から午後4時20分まで（1人40分以内）

相談（電話か面接）については予約時に選択してください。

相談担当 臨床心理士（女性）

（5）相模原市配偶者暴力相談支援センター

- ・配偶者や交際相手など身近な人からの暴力についての電話相談
- ・問題解決に向けた各種制度等の情報提供、アドバイス、関係機関等の案内
- ・緊急な場合の被害者の安全を確保するための相談
- ・「保護命令制度」についての相談

DV相談専用電話

電話番号 042-772-5990

相談日時 毎日（但し、毎月第4月曜日、年末年始は除く）

午前10時から午後5時まで（火・木曜日は午後6時まで）

（注1）緊急時（事件発生時）は110番してください。

（6）外国人市民の生活、教育等に関する相談

外国人市民と共に生きる住みよい環境づくりを進めるため、外国人市民への情報提供の場、外国人市民及び外国人市民を支援する団体の活動の場、国際交流の場として、『さがみはら国際交流ラウンジ』を市とボランティアとの協働により運営しています。

このラウンジでは、外国人市民を対象とした、生活や教育等に関する相談を受け付ける団体などが活動しています。また、曜日により、スタッフが9言語で対応していますので、日本語が話せない方でも、相談が可能です。

無料外国人相談 相談日時

曜日 毎週火曜日、金曜日、第2・4土曜日（年末年始は除く）

時間 午後1時から午後4時

相談場所及び連絡先

さがみはら国際交流ラウンジ（中央区鹿沼台1-9-15 プロミティふちのベビル1階）

042-750-4150

休館日 毎週木曜日及び年末年始（12月28日～1月3日）

9 言語対応日時

対応言語	対応日時
ポルトガル語	火曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分
ベトナム語	金曜日 午前 10 時 30 分から午後 4 時 15 分
フィリピン語	日曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分
タイ語	土曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分
カンボジア語	土曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分
英語	金曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分
スペイン語	火曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分
韓国・朝鮮語	月曜日 午前 9 時 30 分から午後 3 時 15 分
中国語	水曜日 午前 10 時から午後 3 時 45 分

英語・中国語については、上記以外の日時にも対応可能な場合があります。

また、日本語に不慣れな方を対象とした日本語教室も市内各所で開催しています。

詳しくは、さがみはら国際交流ラウンジまでお問い合わせください。

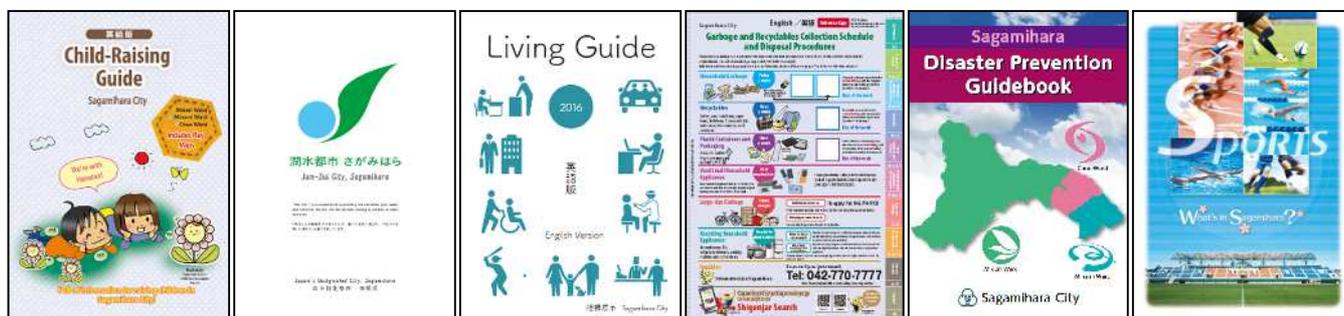
ご活用ください！

市のホームページでは、生活・災害・ゴミ出し・就学・検診・観光等、
様々な情報を多言語で提供しています。

近くにお困りの外国人がいらっしゃいましたら、ご活用ください。



相模原市ホームページ
外国語による情報提供



(7) 行政相談

国の仕事やその手続き、サービスについて困っていることはありませんか。国の行政活動全般に及ぶ苦情などがありましたら、行政相談をご利用ください。

行政相談委員は、市民の皆さんの相談相手として、国の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

相談は、区役所の市民相談室などで定例的に受け付けています。

国の仕事など行政全般について・・・

手続・サービスなどについて制度や仕組みが分からない

苦情がある、困っていることがある

苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない

どこに相談してよいか分からない

こうしてほしい

例えば・・・

年金、医療保険、老人保健・福祉 交通安全 雇用保険、労災保険
登記事務 道路 生活衛生 郵便 消費者保護 窓口のサービス

定例相談窓口（午後1時30分～4時）

相談会場	開催日	電話番号
緑区役所市民相談室	毎月 第3水曜日	042-775-1773
城山まちづくりセンター	奇数月第2木曜日	042-783-8103
津久井まちづくりセンター	偶数月第1金曜日	042-780-1400
相模湖まちづくりセンター	奇数月第3木曜日	042-684-3214
藤野まちづくりセンター	偶数月第2金曜日	042-687-5514
中央区役所市民相談室	毎月 第2水曜日	042-769-8230
南区役所市民相談室	毎月 第1水曜日	042-749-2171

お問い合わせ担当課

区政推進課 042 - 769 - 9814

7 地域の主な団体など

(1) まちづくり会議（各まちづくりセンター）

市民協働のまちづくりを進めるため、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館などの地域の活動団体等で構成し、地域の課題解決や地域活性化に向けた取り組みなどを自主的に話し合う場として、市内22地区に設置されています。

また、各まちづくりセンターに地域政策担当として市職員が配置され、まちづくり会議や地域の課題解決、地域活性化に取り組む活動の支援をしています。

地域課題への取り組み

地域課題の解決策の検討、企画、推進

地域活動団体の情報共有

地域で活動している団体の情報や課題の共有化

地域の団体が協働して、課題解決に取り組む活動などの推進

地域活性化事業交付金の活用に向けた提言

地域活性化事業交付金の申請事業への意見及び継続事業の検証

地区まちづくりを考える懇談会の開催

地域の課題などについて、市と話し合う場の設置

(2) 区民会議（各区役所区政策課）

区内のまちづくり会議から推薦された方や公益的活動を行う団体、学識経験者及び公募委員などで構成し、各区のまちづくりの方向性や地域活動を活性化するための方策などを話し合うため、市長の附属機関として3区にそれぞれ設置しています。

区別基本計画の推進方策等の検討

区別基本計画に掲げた取組等の推進方策についての検討や、区民と行政との協働によるまちづくりの方策を検討しています。

(3) 消防団（消防総務課、各消防署警備課）

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、市内に在住または在勤の方々により組織されています。消防団員は、日常各自の仕事を行いながら、災害発生時には消防活動等に従事する非常勤特別職の地方公務員です。

相模原市消防団は、中央、南、北、津久井、相模湖、藤野の6方面隊、34分団で構成されており、消防団活動に関することについては、条例や規則で定められています。主な活動については次のとおりです。

火災時の消火活動

風水害時の水防警戒、土のう積み等

災害時の救助活動及び避難誘導

火災予防のための広報及び警戒

訓練、研修、機械器具の点検及び整備

自主防災組織の指導、育成

消防団員は、地域とのつながりも深く、また、専門の訓練も受けていることから、災害時の地域防災活動のリーダーとして、大きな期待が寄せられています。

(4) 地区社会福祉協議会(事務支援:相模原市社会福祉協議会)

地区社会福祉協議会(通称「地区社協」)は、地区を単位として自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、福祉施設を運営する福祉事業者等の地域の福祉に取り組む諸団体の協議体として市内22地区に組織されています。

様々な地域住民団体や福祉事業者等がお互いに連携と協力をして、地域の福祉課題に取り組むためのまとめ役として、福祉活動を進めています。

また、各地区に地域福祉推進員や地域福祉支援員が配置され、地区社協活動の支援を行っています。

福祉情報の提供・啓発事業の実施

広報紙の発行

福祉講座、講習会の開催

児童、生徒向け福祉教育事業など

地域支えあい活動の実施・支援

福祉課題の発見・共有・解決の仕組みの検討(福祉コミュニティ形成事業)

ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンへの支援や常設の交流拠点の運営等

交流を目的とした事業の推進

各種募金活動等

市社会福祉協議会賛助会員の募集

共同募金運動(赤い羽根、年末たすけあい)

赤十字会員増強運動

(5) 地区民生委員児童委員協議会(事務局:相模原市社会福祉協議会)

地区民生委員児童委員協議会は、民生委員法に基づき、市内22地区に組織され、各区域内を担当する民生委員・児童委員及び主任児童委員が構成員となり、会長(民生委員・児童委員の地区の代表者)を中心に職務に関する連絡や研修、関係行政機関への協力などを行っています。

民生委員・児童委員は、援助を必要としている人たちの生活状態と福祉の問題を把握し、地域福祉のアンテナ的な役割を果たしながら、住民の抱える悩みに対する助言や、関係機関に対する連絡等を行っています。

地区民生委員児童委員協議会の事務局は、地域福祉推進員及び地域福祉支援員が行っています。

地域住民の生活状態の把握と援助を必要とする方への助言

介護、育児、生活等に課題を抱える世帯

ひとり暮らし、要介護状態等の高齢者

障害のある方

ひとり親家庭等

不登校、非行等の児童

その他(外国籍市民、生活困難者、児童虐待等)

地域住民への情報提供等

福祉サービスについての内容や情報を住民に提供

住民が必要な福祉サービスを受けられるよう、関係する行政機関につなげる「パイプ役」

(6) 各区安全・安心まちづくり推進協議会支部（各まちづくりセンター等）

各区安全・安心まちづくり推進協議会支部は、誰もが安全で、安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、地域住民、地域団体、事業者、行政機関等が協働して、地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組んでいます。

各区安全・安心まちづくり推進協議会が実施する交通安全活動及び防犯活動等
地域住民への安全・安心まちづくり知識の普及及び意識啓発
地域の安全・安心に向けた団体等相互の連絡調整

(7) 地区老人クラブ連合会（高齢・障害者福祉課）

地区老人クラブ連合会は、地区内の老人クラブで構成され、高齢者が仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を促進するとともに、地域社会に貢献するための諸事業を行っています。

教養を主とした活動

講習会（交通安全教室、詐欺被害防止等）

健康を主とした活動

健康学習、ゲートボール、ペタンク、グラウンド・ゴルフ、スポーツ大会等
楽しみを主とした活動

芸能大会、囲碁大会、親睦旅行等

地域社会との交流

清掃、友愛活動（在宅で寝たきり会員等への訪問・困りごとの手助けなど）、施設慰問、伝承活動、世代間交流、地域行事への参加

(8) 地区子ども会育成連絡協議会（市子ども会育成連絡協議会）

地区子ども会育成連絡協議会（通称：地区子連）は、子ども会育成会相互の協調を図るとともに、行事や研修などを行っています。

スポーツレクリエーション活動の実施

ジュニア・リーダー養成研修会の実施

ジュニア・リーダーズクラブの育成

地域団体との連絡調整

お問い合わせ先

市子ども会育成連絡協議会 042-753-6101（毎週水曜日、土曜日）

(9) P T A（生涯学習課）

P T Aは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的に、保護者と教師が協力して、学校・家庭における教育の振興に努め活動する団体です。

学校・家庭における教育に関し、互いに理解を深める活動

児童生徒の校外における生活指導や青少年団体の育成・支援

地域における教育環境の改善・充実に必要な活動

その他教育環境の改善・充実に必要な活動

(10) 地区青少年健全育成協議会（こども・若者支援課）

青少年の健やかな成長を願い、地域ぐるみで青少年活動を効果的に行うために、青少年関係団体（自治会、子ども会育成会、PTA等）と青少年指導者（青少年指導委員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員等）が相互に連絡をとり協議し合う組織です。

青少年関係団体、青少年指導者相互の連絡調整

地域の青少年に関する情報の交換、問題点の検討、団体間の調整等

青少年健全育成の啓発活動

青少年育成に関心を高めるための講演会、座談会、映画会等の開催、広報紙、チラシ等の発行

青少年を取りまく社会環境の健全化活動

危険場所の表示、愛のパトロール

(11) 青少年指導委員（こども・若者支援課）

公民館等を中心とする地域において、青少年の健全な育成を図るために活動しています。

青少年団体の指導及び育成

青少年の文化及びレクリエーション活動の推進

青少年育成のための地域活動の推進

青少年の生活環境の向上を図る活動

青少年の指導について関係機関その他の団体等との連絡調整

地域社会における青少年の生活について指導助言

青少年を取りまく環境改善及び整備

社会環境実態調査

(12) スポーツ推進委員連絡協議会（スポーツ課）

公民館等を中心に、市民へのスポーツの普及・振興を目的に活動しています。

スポーツ活動団体の育成

各種スポーツの実技を含めた指導、助言

教育機関及び行政機関等のスポーツ行事、事業への協力

(13) 健康づくり普及員地区協議会（健康増進課）

公民館等を中心に、市と連携を取りながら市民の立場で市民の健康増進を図ることを目的に活動しています。また、市から健康づくり事業を委託されており、各地区協議会が地区特性を考慮した健康づくり事業を実施しています。

地域の健康まつり等における健康づくりに関する知識の普及、啓発

地域に応じた健康教室等の健康づくり事業の企画、実施

健康づくりについての情報の収集、提供、提案、広報

(14) 公民館（生涯学習課）

公民館は、地域住民のふれあいを進め、教育・文化の創造発展を目指して設置、運営されています。

公民館運営協議会は、学校教育並びに社会教育の関係者及び学識経験者等により構成され、住民の声を公民館の運営に反映させる大切な役割を担っています。

公民館運営協議会の主な内容

公民館振興計画の進行管理

年間目標、事業計画、各事業の評価、地域課題の把握

公民館活動の推進

(15) 明るい選挙推進協議会（市区選挙管理委員会事務局）

明るい選挙推進協議会は、選挙違反のないきれいな選挙が行われること、有権者がこぞって投票に参加すること、有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見・政党の政策などを見る目を養うことを目標に、主に各区を中心に活動しています。

選挙時及び日ごろの明るい選挙啓発運動の企画、推進

選挙法規を守る運動、その他

(16) その他

前記の他にも、地域により自治会が関わっている諸団体があります。



8 その他情報



いつ起きてもおかしくない 地震等の災害に備えて

地震等の災害による被害を最小限にとどめるためには、日頃から市民の皆さん一人ひとりが災害に対する備えと心構えをもち、いざというときに、落ち着いた行動をとれるようにすることが必要です。防災対策についてあらためて確認しておきましょう。

「さがみはら防災ガイドブック」 を確認しましょう

災害に対する日頃からの備えや地域の協力体制を築くために必要な知識をまとめた防災ガイドブックを活用しましょう。

家の中の安全対策をしましょう

地震のときに、倒れてくる家具や割れたガラスなどでけがをしないように対策をしましょう。

家具の転倒防止...金具等でしっかり固定しましょう。

家具や調度品の配置を考える...家具の転倒、移動でドアや避難路がふさがれないようにしましょう。

ガラスによるけがを防ぐ...窓や家具のガラスに飛散防止フィルムを貼りましょう。

落下物をなくす...照明器具をしっかりと固定しましょう。

居間や寝室のたんすなどの上にテレビ、ガラスケース、陶器などを置かないようにしましょう。

3日分以上の備蓄をしましょう

大規模災害後には、電気、ガス、水道などの供給が途絶することがあります。また、食料品等の入手が困難になる場合もありますので、あらかじめ水、食料、燃料、衛生用品などの備えをしましょう。

緊急避難場所や避難所を確認しましょう

家屋の倒壊、火災の延焼、風水害により、避難が必要になることがあります。一時避難場所や広域避難場所、風水害時避難場所、避難所の場所をあらかじめ防災ガイドブックなどで確認しましょう。避難路についても実際に歩いて下見しましょう。

火事を出さないために

地震の後に起こる火災などの被害を「二次災害」といいます。「二次災害」は人々の備えや行動で最小限にとどめることができます。

初期消火には消火器が効果的です。目につくところに設置しましょう。

風呂の残り湯は捨てないで、バケツ等を用意しましょう。

もし出火したら、まずは大声で周りの家族や近所に知らせましょう。

避難するときは、漏電による火災を防ぐため、電気のブレーカーを切りましょう。(自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカー等を予め設置することも有効です。)

外出時に公共機関が止まった時は

「むやみに移動を開始しない」が基本です

多くの人が一斉に帰宅を始めると、駅周辺や道路が大混雑して危険です。周囲の安全や交通機関の状況が把握できるまでは無理に帰宅しようとせず、安全な職場などにとどまりましょう。

家族との連絡手段を確保しましょう

お互いの無事が確認できるよう、日頃から家族で「災害用伝言サービス」などの使い方を確認しましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」

災害用伝言板・災害用伝言板サービス

防災首都圏ネットの携帯サイト

(<http://www.9tokenshi-bousai.jp/i/pc/index.html>)

の 4 帰宅困難者対策 5 家族へ連絡 から、各携帯電話事業者の災害用伝言サービスのページを利用できます。

毎月1日・15日等に体験利用できます。家族全員で体験してみましょう。

！正しく・早く防災情報入手！

「ひばり放送」のほか、下記のような方法で防災情報入手できます。

テレビ神奈川(tvk)データ放送

テレビを3ch「テレビ神奈川(tvk)」にする。
リモコンのdボタンを押す。

さがみはらメールマガジン「防災」

ひばり放送の内容や防災情報をメールで入手できます。

【登録方法】

携帯電話等からQRコードを読み取る。

空メールを送信後、返信されたメールから登録。

QRコードを読み取ると受付用の
メールアドレス(entry-sagamihara
@bousai-mail.jp)を認識します。



ひばり放送テレホンサービス(有料)

直近のひばり放送を確認できます。

0180-994-839

一部の携帯電話、IP電話は利用不可。

市HP

市HPからひばり放送の内容を確認できます。

<http://www.bousai-mail.jp/sagamihara/hibari/>

Twitter

アカウント名 相模原市災害情報 (@sagamihara_kiki)
情報提供の方法は、発信のみ。

ラジオ エフエムさがみ(FM HOT 839)

災害時は、緊急放送に切り替わり、ひばり放送の内容を放送します。

J:COMと連携した防災情報サービス(有料)

ケーブルテレビ回線を利用して、ひばり放送の内容を聞くことができます。詳細は、下記問合せ先へ。
カスタマーセンター TEL:0120-999-000(9時~18時)
サービスを利用できない地域もあります。



自治会と市民活動団体との協働によるまちづくりについて

1 市民活動団体との連携

市では、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、平成24年3月に「相模原市市民協働推進条例」を制定しました。

この条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「第2次相模原市市民協働推進基本計画」を策定し、この計画に基づき、まちづくりを担う様々な主体同士の連携を強化し、協働が推進される都市を目指しています。

自治会は、地域住民の自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成を図るとともに、防災、防犯、環境美化、福祉等、身近な課題解決に向けた地域活動の中心的な役割を担っていますが、地域の課題の中には、地域だけでは解決できないものもあります。

そのような課題を解決していくためには、専門的なノウハウをもつNPO法人などの市民活動団体や大学、企業などの様々な主体との協力・連携も一つの方策となります。自治会などの地域活動団体や市民活動団体などが目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することで、地域だけでは解決できない課題に対処することが可能となるなど、地域のまちづくりに向けた相乗効果が期待されています。

例えば、高齢者の福祉に関する事業を行おうとするとき、老人福祉施設等の慰問活動を専門的に行う団体等、これらの分野で専門的に活動する市民活動団体があり、これらと協力・連携することで、より効果的かつ効率的な活動につながることも考えられます。

2 さがみはら市民活動サポートセンター

市では、市民が行う市民活動及び地域活動を支援することで、市民活動等のさらなる活性化を図ることを目的とした「さがみはら市民活動サポートセンター」をNPO法人との協働により運営しております。

さがみはら市民活動サポートセンターの概要

所在地：相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館3階

開館時間：火曜日～土曜日 午前9時～午後9時

日曜日 午前9時～午後5時

休館日：月曜日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

定期点検日、定期清掃日

運営団体：特定非営利活動法人 さがみはら市民会議

電話：042-755-5790

主な取り組み

情報の収集及び提供

- ・センター情報紙「さぼせんナウ」の発行（偶数月15日発行）
- ・ホームページによる団体情報の紹介

- ・図書、資料の提供
- ・市民活動団体の情報発信の支援

相談及び助言

- ・団体の設立や運営に関する相談及び助言

活動の場の提供

- ・オープンスペース、会議室の利用
- ・コピー機、印刷機、紙折り機、丁合機等の作業機器の利用

学習機会の提供

- ・市民活動基礎講座の開催
- ・市民活動活性化講座の開催

団体の運営支援

- ・運営基盤の強化に関する講座の開催
- ・NPOよろず相談会の開催（各区において実施）

交流機会の提供

- ・市民活動フェアの実施（市内各所での活動紹介パネル展示等）
- ・市民活動フェスタの開催
- ・市民活動団体と大学との交流機会の促進

たすかるバンクの運営

- ・市民活動団体と自らの力を生かして社会貢献をしたい市民をつなぐ
人材交流ネットワーク

3 さがみはら地域づくり大学

市では、市民がまちづくりに主体的に参加し地域社会を活性化させることを目的として、「相模原市市民協働推進基本計画」に基づき、平成27年度から、協働の観点での地域活動及び市民活動を促進するために必要な知識や技術を体系的に学ぶことのできる場として「さがみはら地域づくり大学」を開講し、毎年、講座を実施しております。

コース、講座

- ・基礎コース、応用コース、専門講座

お問い合わせ先

相模原市立市民・大学交流センター
（ユニコムプラザさがみはら）

042 - 701 - 4370





自治会活動における女性の積極的な登用について

1 趣旨

住民にとって身近な生活の場である地域社会において、誰もが安心できる住みよい地域づくりを推進していくために、男女がともに意思決定に参画し、地域における男女共同参画の一層の推進を図るものです。

2 現状

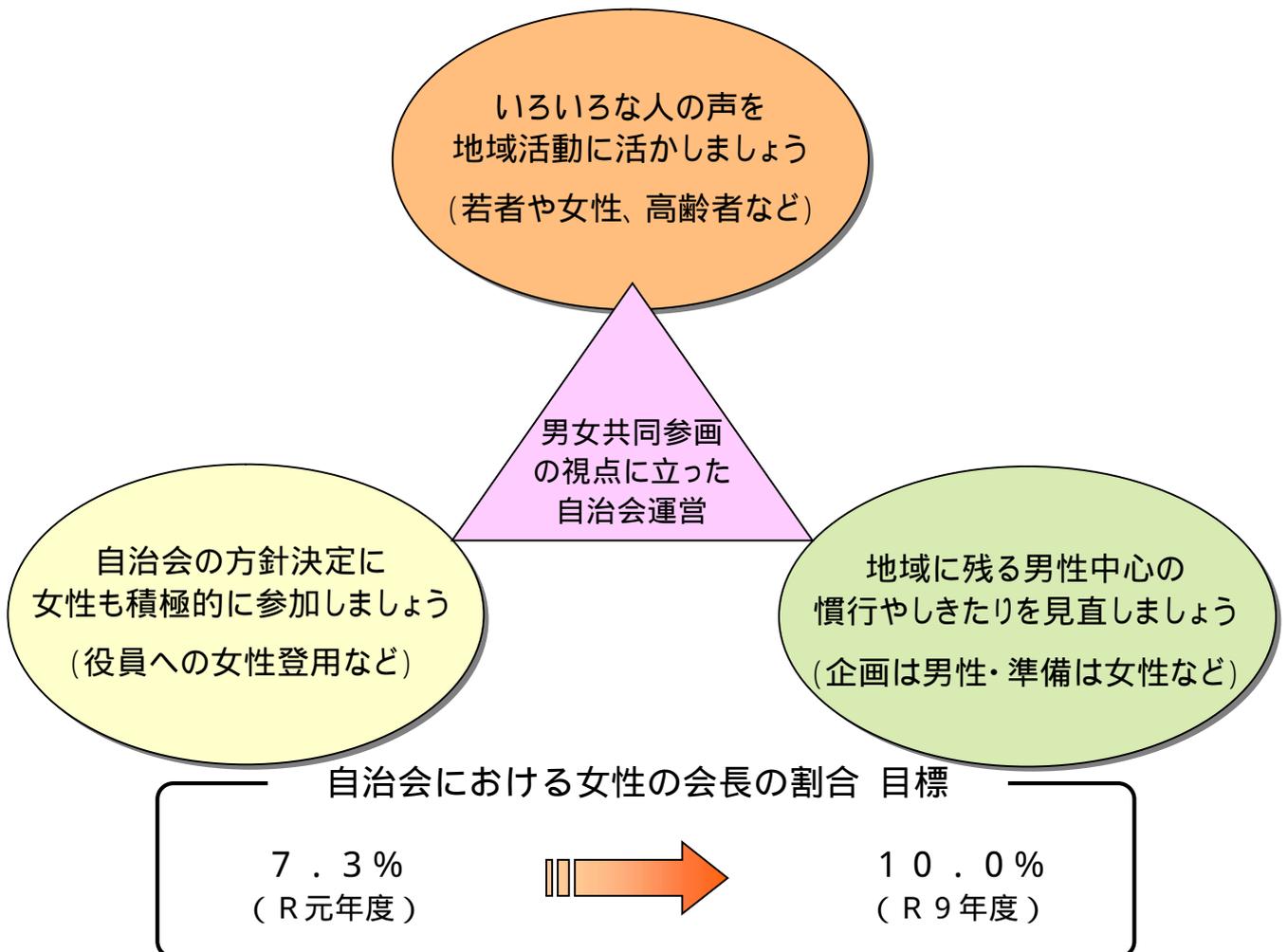
国においては、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標の下、女性の参画を推進しています。

相模原市では、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」の中で、地域における男女共同参画の状況を示す指標として、自治会長に占める女性の割合を、令和9年度までに10%とする目標を設定しておりますが、令和元年度時点では7.3%となっております(調査時点 平成31年4月1日)。

3 具体的な取り組み

地域における男女共同参画を今後一層推進するため、次の取り組みを積極的に推進していただくようご協力をお願いします。

- 自治会の方針決定に女性も積極的に参加しましょう
- 地域の中にある男性中心の慣行やしきたりを見直しましょう
- 自治会の活動に女性の意見を取り入れましょう





個人情報保護法の改正と取扱いの留意点について

平成27年9月9日に改正個人情報保護法が公布され、平成29年5月30日に全面施行されました。今回の法改正により、個人情報の定義の明確化や匿名加工情報に関する規定の整備等がなされ、また、これまでは取り扱う個人情報が5,000件以下の事業者は法の対象外となっていましたが、今後は全ての事業者（自治会・同窓会・PTA等の非営利組織も含む。）に対して個人情報保護法が適用されます。

個人情報の有用性に配慮し、かつ個人情報を適切に取り扱っていただくため、今回の法改正を踏まえた個人情報の取扱いについて、以下のとおり留意点をまとめましたのでご参照ください。

集める前	ルール1	<u>個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。</u>
		「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」等、具体的な利用目的を特定する。
集めるとき	ルール2	<u>本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する。</u>
		個人情報を集める際に配布する用紙に、利用目的を記載する。
	ルール3	<u>「要配慮個人情報」を集める必要がある場合は、あらかじめ本人の同意を得る。</u>
		<p>「要配慮個人情報」とは</p> <p>人種、信条、病歴、社会的身分、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師等から指導・診療、調剤が行われたこと等の情報</p>
保管しているとき	ルール4	<u>集めた個人情報の漏えい防止のため適切な措置を講じる。</u>
		<p>自治会・PTA等の事務局にて、盗難・紛失等がないよう施錠する、データであればパスワードをかける等適切に管理する。</p> <p>名簿の配布先の会員に対して、盗難・紛失・転売の禁止などの注意を呼びかける。</p>
	ルール5	<u>集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に訂正するための手続の方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。</u>
		個人情報を集める際に配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合には適切に対応する。

第三者
に提供
する
とき

ルール6

本人以外に個人情報を提供する場合は、
提供することや提供する内容について、
あらかじめ本人の同意を得る。

個人情報を集める際に、「名簿に記載される会員に対して配布する」等、第三者に提供する旨を伝えたとうえで、任意に個人情報を提供してもらう。

ルール7

提供先などを記録し、一定期間保管する。

名簿等に配布先の会員名等が記載されている場合は、名簿そのものを一定期間保管する。

ルール8

個人情報を委託先に提供する場合は適切な監督を行う。

名簿等の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する（情報の持出しの禁止、委託された業務以外の利用の禁止、返却・廃棄等について手順書を渡す、等）。

第三者提供について、以下の場合は本人の同意を得なくても個人情報を第三者に提供できます。

- (1) 法令に基づく場合 (例: 警察からの照会)
- (2) 人の生命・財産を守る場合 (例: 災害時)
- (3) 委託先に提供する場合 (例: 会員名簿の印刷を業者に委託する場合)

取扱いの留意点につきましては、個人情報保護委員会の資料を基に作成したものです。

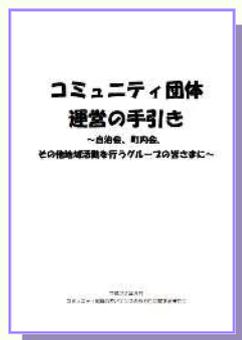


自治会総会等資料の標準的見本について

自治会等のコミュニティ団体における会計事務に関する手引きが総務省ホームページにおいて公表されております。自治会活動におけるお金の管理についてや収支計算書等の標準的な様式の見本なども掲載されておりますので、ご活用ください。

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/> （コミュニティ団体運営の手引き と検索）

「コミュニティ団体運営の手引き」～自治会、町内会、その他地域活動を行うグループの皆さまに～



加入促進編

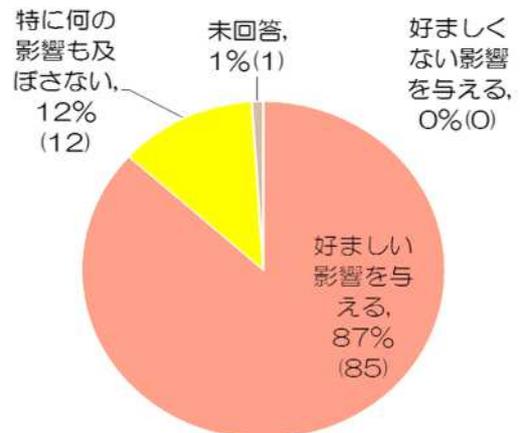
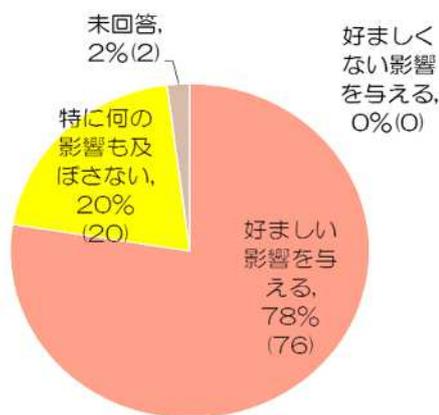
1 自治会加入促進のために

(1) 若い世代の意識 出典:市自治会連合会「橋本地区(旭中学校・旭小学校)PTA役員等へのアンケート結果」(2017年)より

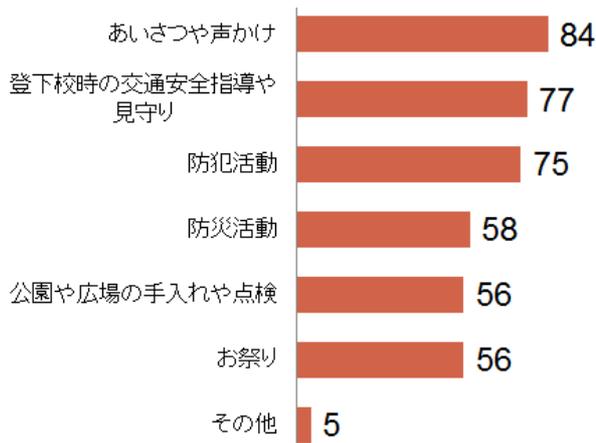
問 お子さんやご自身と地域との関わりについて、お考えに近いものをお選びください。(は1つ)

子どもと地域との関わり(近所の人との交流や行事への参加)は、子どもの生活や内面的な成長に、

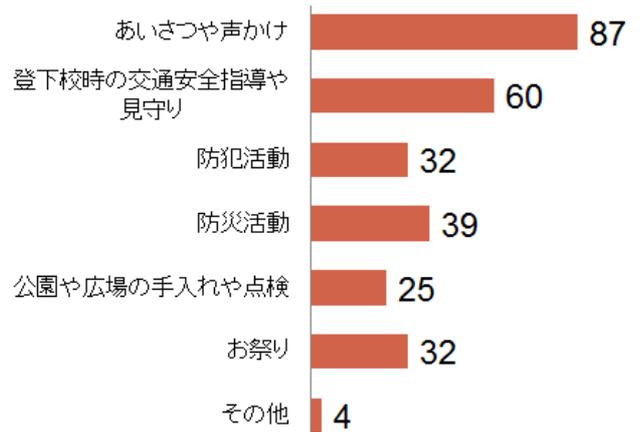
あなた(親)と地域との関わり(近所の人との交流や行事への参加)は、あなたやあなたの家族の生活に、



子どものために地域に望むものは、



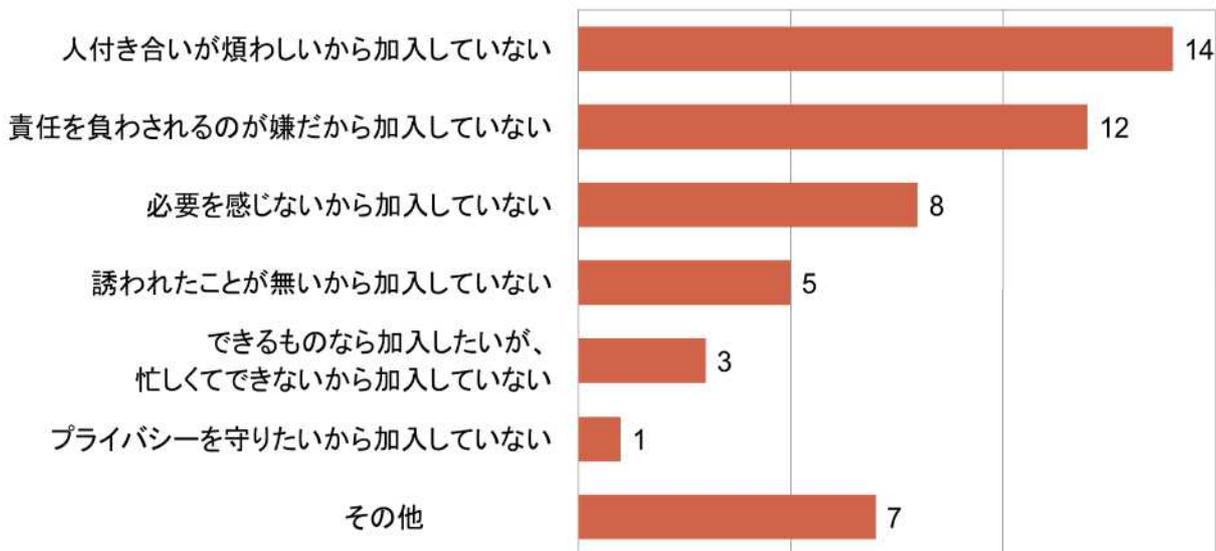
子どものために地域住民として、あなたができると感じるものは、



、どちらも「好ましい影響を与える」との回答が大半を占め、「好ましくない影響を与える」は0件であった。

子どものために地域に望むものは、「あいさつや声かけ」「登下校時の見守り」「防犯活動」が多い事が分かった。

問 自治会に加入していない理由のうち、近いものをお選びください。(はいくつでも)



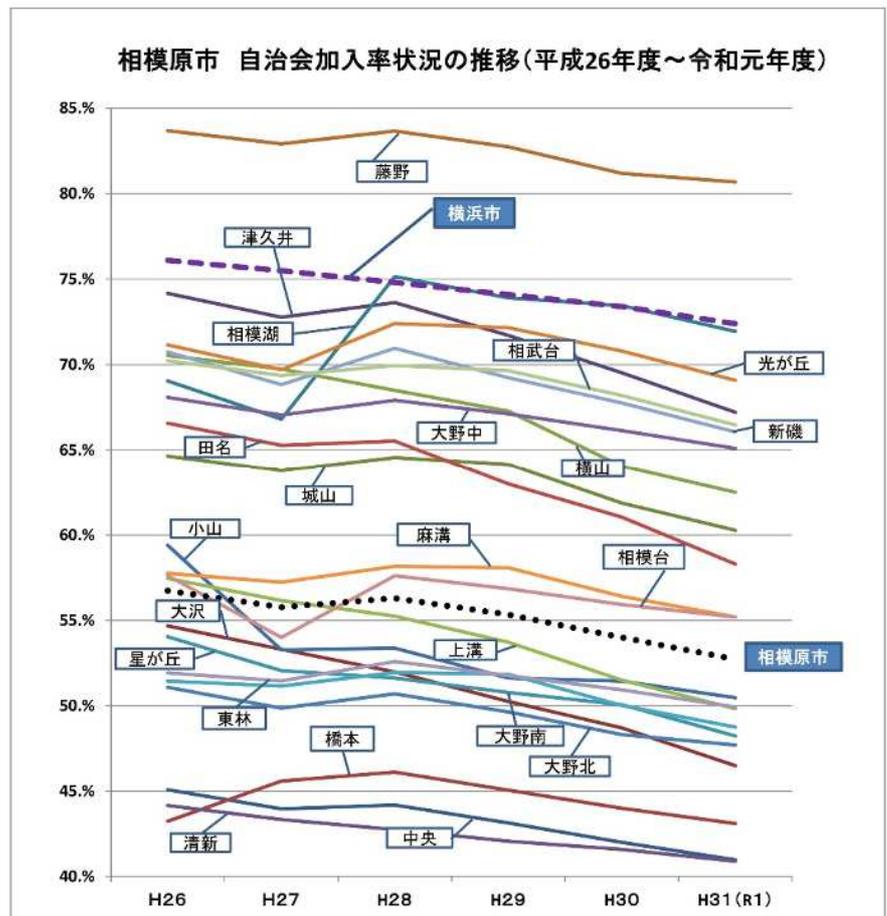
「人付き合いが煩わしい」(14件)、「責任を負わされるのが嫌」(12件)の順で回答が多い。その他の主な意見としては、「自治会があることを知らなかった」、「同じマンション内で加入者がいなかった」などがあった。

未加入理由をハッキリ認識した上で加入の推進に取り組むことは極めて重要なものと考えます。

(2) 相模原市・各地区の自治会加入状況の推移

相模原市内の592自治会(平成31年4月1日現在)の加入率は市全体でH30=54.00% H31=52.72%と1.28%低下しています。また、マンション等が立ち並ぶ都市部が低く、農山村地域が高い傾向にあります。

令和元年度の加入率52.72%は、横浜市の72.4%に比べてかなり低いものといえます。



2 自治会の必要性を再確認しよう！

昔は、自治会内の祭りや行事が一大イベントで、それに参加することで、気づけば近所付き合いができていました。しかし、生活環境が充実し、ライフスタイルが多様化した結果、自治会に無関心になり、脱会する人や加入しない人が増え、自治会の加入率は減少するばかりで、助け合いの心を失いかけているのが現状です。

自治会の必要性を再認識し、なぜ自治会は必要なのか、なぜ自治会に加入してほしいのかをしっかりと伝えられることが、加入呼びかけ時に相手を説得する決め手になります。

自治会の機能にはこんなものがあります。

「相互扶助」機能

最も身近な生活の場である自治会を通じて、地域に住む人々が互いに必要なときに助け合い、協力し合うこと。

「生活環境の維持・改善」機能

ごみ集積所の設置・維持管理
(清掃など)



ごみ・資源集積場所や防犯灯の管理、地域の環境美化や清掃活動を通じて、住民が快適に暮らせるように、生活環境の維持や改善をすること

「安全・安心」機能

住民相互の理解と信頼関係のもとで協力し合い、自主的に防犯活動、防災訓練、迷惑駐車対策などに取り組み、住民が安心して暮らせるようにすること。



みんなで救護

「地域資源の保護・伝承」機能

地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など、様々な資源を保護・伝承し、魅力ある地域づくりを進めること。

「自治」機能

地域住民のニーズを反映した、住みよい地域社会を実現するため、地域が抱える課題・問題について地域住民自らが把握し、協力して解決すること。



「親睦」機能

親睦 活動

(例：運動会、盆踊りなど)



地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、住民同士の交流をさらに広げ、住民相互の信頼関係や安心感を育むこと。

こんな時に自治会が活躍します!!

町内の無関心な人にとって、直接メリットがあり、伝わりやすいのは、防犯・防災関係です。個人の力だけではどうしようもないような犯罪や災害に立ち向かうには、地域の結束が必要です。自治会活動で事前に対策を練るなど、準備を万全にした例、被害を最小限に済ませた例を紹介します。

犯罪は地域で守る【例】



最近、子どもを狙った凶悪な犯罪が多発し、夢と希望を持ち、その実現を求める子どもたちと、それを願う家族の未来が奪われています。

そこで、地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守ろうと、「子どもの安全見守り隊」が活動しています。地域が一丸となり、「犯罪は許さない、子どもたちを守るんだ」という姿勢を示すことで、犯罪者が近づきにくい環境を作り上げています。

震災で活躍した地域の結束



いざというとき、助けあえる

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋の下から多くの人々が救出されましたが、そのほとんどが地域の町内の人々によるものでした。

2011年（平成23年）の東日本大震災、2016年（平成28年）の熊本地震の発生により、改めて「地域の絆」の大切さを痛感しました。

災害時など“いざというとき”に、まずは「自分たちの身は自分たちで守り、自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、お互いに助け合い、地域で行動する自主防災活動をすることは、極めて重要です。

平時においても、パケツリレーによる消火活動や、高齢者の安否確認、避難誘導、復興活動は、地域住民自らの自発的な活動により行われ、そして、日ごろからの地域活動、自治会活動が活発な地域ほど、救出率も高かったと言われています。

震災後、この震災の教訓を生かし、自治会の地縁組織による自主防災組織の活動が重要視され、組織体制と機能の強化は全国的に強まっています。

TOPICS

子どもを守るパトロール活動について

不審者被害などから子どもを守るパトロール活動を通じた、安全で安心して暮らせるまちづくりのための、自治会、PTA、学校、地域の団体が連携した地域コミュニティの運動です。相模原市では、多くの地域で児童登下校時の見守り活動を行っています。

自主防災組織について

自主防災組織とは、「地域住民が自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づく、自治会を単位とした組織です。情報伝達網の整備や防災訓練、災害時には初期消火や救出救護、避難誘導など、被害を予防し軽減するための活動を行っています。



3 加入呼びかけの進め方

自治会に加入してもらうには、訪問前に入念な準備をすることと、的確な加入呼びかけをすることが目的達成への近道です。以下のことを意識して、効果的な訪問を行いましょう。

呼びかけの手順

訪問前に

役員の共通認識、自治会の役割を再確認

呼びかけの熱意や誠意を育みましょう。
呼びかけを班長や組長だけに押し付けず、役員自ら率先垂範しましょう。
加入のメリットは？など想定される質問に答えられるようにしましょう。
転入間もない転入者に、輪番を理由に、役員や班長、組長などを押し付けないようにしましょう。

未加入世帯の把握、調査

住宅地図などを参考に未加入世帯の確認
アパート・マンションの場合は、オーナーや管理人の協力を得ましょう。

訪問時の説明資料を用意

あいさつ状（新規転入者向け）・加入の案内状、加入申込書の作成
ポイントを押さえ簡潔な文書に。
自治会総会資料を用意（会則、事業計画、予算、役員名簿等）
総会資料は難しいという印象を持たれるので、できるだけ分かりやすい説明をすることを心がけましょう。
役員や班長の役割を明確にし、説明できる資料を用意
役員や班長を重荷と感じています。負担を明確に。



訪問の際に

訪問の方法

【訪問人数】 2～3人

【訪問時期】

- ・新規転入者には 居住開始後、間を置かず訪問
- ・既居住者には イベント等の開催に合わせて訪問

【訪問時間帯】

- ・相手の対応可能な時間帯を考慮（夜はなるべく訪問しない）

【携行品】 あいさつ状・案内状の例文、加入申込書

- ・新規転入者には あいさつ状、加入の案内状、加入申込書、総会の資料（議案書）、イベントの案内等、ごみ収集カレンダー等の暮らしの資料
- ・既居住者には 加入の案内状、加入申込書、総会の資料、イベントの案内等

【訪問】

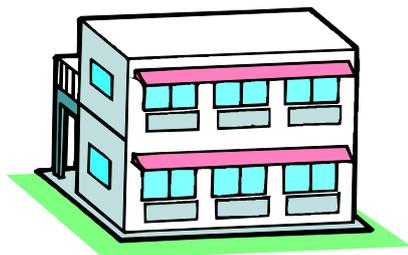
初回訪問時 5分程度の簡単な説明にとどめる
2回目訪問時 1週間後。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、役員を替えるなど工夫して訪問する。

❖ 加入を強制するような呼びかけではなく丁寧な対応を心がけましょう。



アパート・マンション居住者の加入に向けて

アパート・マンション等の居住者は、自治会活動に無関心な人が多く、加入の呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんですが、アパートオーナーや住宅管理業者に、居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。



また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、防犯灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり、自治会にとっても財源確保につながります。

Q. 学生や短期居住の单身者にはどう勤めるか？

A. 学生や短期居住の单身者は準会員とし会費を減額する等の特例を設ける。会費の特例について、規約または内規に明記しましょう。規約の変更には総会の議決が必要です。



Q. アパートオーナー、住宅管理業者には何を協力してもらおうか？

A. アパートオーナーや住宅管理業者に加入の必要性を理解していただき、次のような協力をお願いしましょう。

アパートオーナー自身の加入

アパートが地域にあることで、オーナー自身にも賛助会員として加入を依頼します。会費は居住者数に応じた金額としたり、年間の定額としているところもあります。

家賃上乗せ方式

家賃に自治会費分を上乗せする方式です。既に居住者がいる場合は、協力を引き受けてもらうことは難しいので、アパート新築の場合などに早めにオーナーに協力を依頼し、あらかじめ自治会費を家賃に上乗せすることを説明してもらいます。学生や单身者等の場合は、会費を減額すると理解を得られやすいでしょう。

住宅管理業者に直接交渉し、アパート単位での加入を依頼

学生アパート等には、会費をオーナーに一括して支払っていただくなど、アパート単位での加入を依頼します。居住者には、入居時に自治会に加入しているということを伝えているので、自治会に少しでも関心を持っていただければと思います。



Q. アパートオーナーが分からない場合は？

A. アパートの運営や管理は全て住宅管理業者に依頼してオーナーは遠方に住んでいることがあります。この場合は、オーナーに協力依頼の文書を渡してもらうなど、住宅管理業者に協力をお願いすると良いでしょう。

分譲マンションの場合、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に基づき管理組合を設置し、建物の共有部分の管理を行っています。また、管理組合を母体として自治会を結成している場合もあります。分譲マンションの自治会結成については、市自治会連合会及び地区自治会連合会で検討していきます。

4 加入呼びかけの成功例

実践例1:連携により転入者情報を早めにキャッチ!!

昔は、転入者から自治会長にあいさつに来ましたが、今はそのような時代ではなくなり、待っているだけで自治会に加入してくれるということがなくなりました。

そのため、隣近所の方、またはアパートの場合は大家さんから転入の情報をキャッチし、役員を中心に積極的な加入の呼びかけを行っています。

呼びかけ時には、加入案内状、定期総会議案書、会則のほか、緊急時の連絡先や家族の年齢を把握するための家族構成調査票を配布しています。家族構成調査票によりいただいた情報は個人情報なので、もちろん自治会内で厳重に管理し、敬老会や見守り活動、子供も参加できるイベントなど特定の目的にのみ使用し、自治会活動以外の目的には使用していません。各調査票の個人情報の管理は、会長と役員等、最小限の人で管理する事が肝要です。

**大事なのは、自治会に加入してもらえるように
誠意を持って加入の呼びかけを行うこと。**

若者、単身者等アパートに住んでいる方には、あまり自治会活動の必要性を感じてもらえず四苦八苦していますが、粘り強く加入の呼びかけを行っていただくことが望まれます。

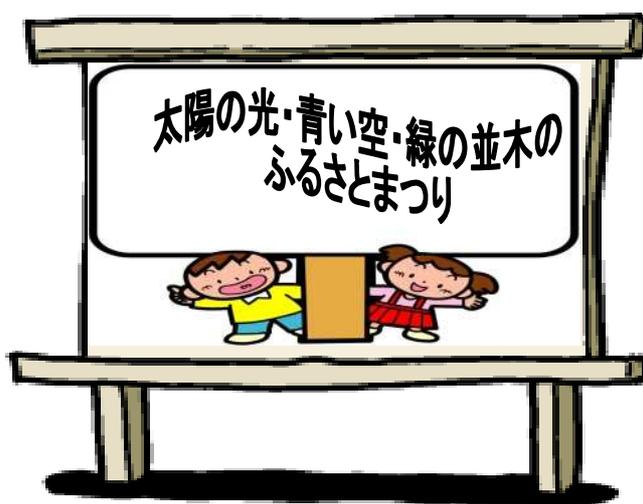
実践例2:イベント時に加入を呼びかけるポスターを掲示!!

自治会の各種イベントの開催時に、加入呼びかけのポスターをアパート入り口の玄関に貼るなど、事あるごとに自治会への加入を訴えました。例えば、クリスマス会やもちつき大会のような子どもに喜ばれるイベントは、親子連れが多く、未加入の世帯も参加しやすいため、力を入れて町内会の必要性をPRしました。

それらの呼びかけや訪問がきっかけとなり、次第にコミュニケーションが取れるようになり、1年という期間はかかったものの、全世帯の加入を実現できました。

自治会には、色々な考えを持つ人がいますが、たまたまその土地に住むことになった縁で、全住民が自治会に加入すべきという信念が通じた結果となりました。

ポスターをアパート・マンションの入り口や玄関などに貼ることや、加入呼びかけに立ち入る場合には、住宅管理業者又はオーナーに協力をお願いすることが肝要です。



5 相手の質問にきちんと答えよう

加入の呼びかけで訪問すると、逆に相手に質問されることがあります。中には鋭い質問で、答えに詰まってしまうことがあるかもしれません。

ここでは、住民からの想定質問と回答例をいくつか参考に掲載しましたので、回答できるように心がけるとともに、回答できない質問については会長や役員の方に相談して、後日きちんと回答しましょう。

一般的な想定質問と回答例

よく出る！！

加入した場合、どんなメリットがありますか？

回答例：地域が安全で、安心して住み続けることができるように、防災訓練、防犯パトロールや防犯灯の設置・維持管理を行っています。

- 地域の環境美化活動やごみ・資源集積場所の管理など、お住いの地域の環境美化を推進しています。
- 各種レクリエーション行事の開催や地域団体の育成に努力しています。
- 市や公的団体からの情報提供のほかに、地域で作成する広報紙やチラシなどを配布しています。
- また、道路・側溝・道路防犯灯の新設や修理など、日常生活上の環境整備に係る課題等が的確に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。

よく出る！！

自治会に入らないといけないのですか？

回答例：自治会への加入は、強制ではありませんが、自治会が管理する防犯灯・ごみ・資源集積場所など、地域生活に密着した課題などは、個人での解決が難しい場合があります。このような時は、自治会の役割が必要となるので、ぜひ加入してください。

相模原市にはいくつ自治会がありますか？

回答例：令和2年3月31日現在、590の「単位自治会」があります。

組織的には、市の一定の地域を22に区分した「地区自治会連合会」があります、単位自治会はそれぞれの地区自治会連合会に加入しています。



自治会の地域は何を基準に区切られているのですか？

回答例：特に明確な基準はありませんが、町丁別、地区地域の特殊性、開発区域、大きな道路を境にするなど、区域の広さ、加入戸数もさまざまです。

マンションやアパートごとに「自治会」が組織されている場合もあります。

そもそも自治会って何ですか？

回答例： たまたま同じ地域に住むことになった方が、相互の親睦を図りながら、防災・防犯活動、環境美化活動、ごみ収集場所の管理や防犯灯の設置・維持管理など、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための、自主的な任意の団体です。

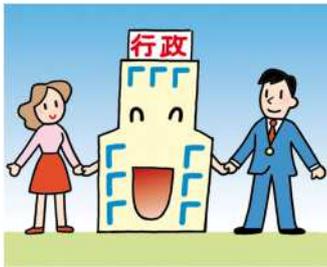
自治会は市役所の関係団体ではないのですか？

回答例： 地区・地域の特殊性のもとに設立された自治会と、行政及び関係団体との相互補完機能を果たす地縁団体として、相模原市の発展及び地域住民生活の向上、並びにコミュニティの再生に寄与し、「明るく住みよいまちづくり」を目的としています。このようなことから、市から「ごみ資源の日程・出し方」などの配布を依頼されたり、市の事業に協力することはありますが、市とは別の、地域住民が自主的に結成し、運営している任意の団体です。

よく出る！！

税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないですか？

回答例： 住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域での新たな課題が多くなってきたことで、行政だけでは対応は難しくなってきました。そこで、自治会と行政の役割を分担



しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは、東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。

地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かな「まちづくり」ができると考えています。

個人情報安全に管理していますか？

回答例： 皆さんから提供いただいた情報は、自治会で定めた目的のみに利用しています。また、いただいた情報は自治会長と役員がきちんと管理しています。上記の回答をする場合は、自治会で個人情報の取り扱い方法を「文書化」しておくことが必要です。

自治会費はどのような用途に使われていますか？ (各自治会の収支決算書にて説明)

自治会費は月(年)いくらですか？

回答例： 自治会費は、1ヵ月(1年) 円で、毎年総会で事業の承認を得て使用しています。たとえば、防災機材購入費、防犯灯の設置や維持費、清掃、緑化、防犯パトロール、夏祭りなど自治会活動に係る費用の支出と、関連団体である老人会や子ども会などへの助成を行っています。

自治会費以外の収入はあるのですか？

回答例： 活動内容に応じて市からの助成として自治会活動推進奨励金、防犯灯設置費・維持管理費補助金、集団資源回収奨励金、自主防災組織活動事業費補助金、自治会等集会所建設補助制度等があります。また、自治会の会館収入、イベント等での寄付などもあります。

自治会費を支払えない場合はどうすれば良いですか？

支払えない場合、自治会に入ることは出来ないのですか？

- ・ 現実に高齢化がすすみ、年金生活では会費が支払えないといって自治会を退会する方が増えているようです。

回答例：定額制の場合 一度役員会で協議して、後日回答いたします。

区分制の場合 定額のほかに収入や都合により会費の額を決めているので、普通よりも低額で加入することができます。(準会員や、生活保護世帯など)

すでに減額等を実施している自治会もあると思いますが、役員会などで減額について検討し、決めておくといいいでしょう。

自治会に加入していませんが、行事に参加することはできますか？

回答例：ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただけ、隣近所との交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。



自治会活動で怪我をした場合はどうなりますか？

回答例：市には「市民活動サポート補償制度」が設けてあります。ボランティア活動をしている皆さんが安心して活動できるように、万一の事故に備えて設けられており、活動中の怪我は補償されます。



補償の対象となる活動は、市内に活動の拠点を置く団体や個人が、無償で計画的・継続的に行う奉仕・福祉・教育・青少年育成・自治会活動などで、補償の対象者は、これらの活動を行う団体や個人と、その活動者がやむを得ず同行させる、市に登録した未就学児です。

この補償制度は、市が皆さんを対象に保険会社と契約を結ぶもので、申し込みや登録の必要はありません。

さらに、自治会が管理する防犯灯が原因となる事故等に、防犯灯に関する施設賠償責任保険に市自治会連合会が加入しており、万一の場合は補償されます。

自治会が他の自治会や地域の団体などと合同で何か取り組みをすることはあるのですか？

回答例：政令指定都市に相応しい市民協働の「まちづくり」を進めるため、地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、公民館などの地域の活動団体等で構成し、地域の課題解決や地域活性化に向けた活動の取組の場として市内22地区に「まちづくり会議」が設置され、市と地区が「住みよいまちづくり」に向けた課題などを話し合う「まちづくり懇談会」が開催されます。

また、不審者に対応した子どもを守る取り組みやパトロール、交通安全の啓発、など、複数の単位自治会や地域のPTA、交通安全協会、民生・児童委員、商店会などと協力して行っています。

また、各地区で行われている「ふるさとまつり」などは、それに代表されます。



アパート等居住者(単身者、学生)からの想定質問と回答例

自治会にとっては、イベント等への学生の参加は、活動の大きな活力となります。ボランティアに興味があり、地域に貢献したいと思っている学生もいます。是非単身者、学生などにも、根気よく加入を呼びかけましょう。

よく出る！！

学生(単身)のため、長くは住まないのですが…

回答例:自治会で設置している防犯灯は安全の確保につながり、ごみ・資源集積場所の管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会活動は気づかないところでみなさんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁で 町に住むことになったので、自治会に加入して仲良くやっていきませんか。

(以下、会費が区分制の場合)会費については、一部減額できる規定があるので、低額で加入できますよ。



よく出る！！

単身で帰りが遅く、留守しがちなので、役員にはなれませんが…

回答例 : 恐縮ですが、皆さんお忙しいので班長は1年ごとの持ち回りにしています。

回答例 : 休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。

回答例 : 会費を納入していただくだけでも、自治会の運営を行ううえで大変助かります。

年間を通じて、いろいろと行事に参加しなければならないのでは？

回答例:交流・親睦のために参加して欲しいとは思いますが、基本的に自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。

住民票を前のまちから移していない方でも加入できますか？

回答例:この地域に住んでいる方であれば加入大歓迎です。

自治会の取り決め(規約など)がある場合は、それに従ってください。



学生が長期休暇期間中に参加できるような活動はありますか？

回答例:自治会での夏祭りや運動会などがありますが、学生には、地域でのボランティア活動のほか、様々な面で助けてほしいと思っています。

TOPICS

学生への加入呼びかけについて

自治会にとっては、防災活動やイベント等への学生の参加は、活動の大きな活力となります。近年の学生は、アパート等に1人暮らしをするケースが多いですが、金銭的に余裕がない、活動に煩わしさを感じているなどの理由から加入を敬遠しがちなのが実態です。

一方で、ボランティアに興味があり、地域に貢献したいと思っている学生もいます。そこで、学生にも活動に参加してもらうために、会費を減額する等の特例について考慮するほか、活動内容を十分に周知できる機会を増やすことも、検討してみたいかがでしょうか。

6 資料集

自治会加入のご案内



自治会って
なあに？

自治会は、「自分のため」と「みんなのため」にあります

夜も安心して歩ける道、安全な公園、緊急時に避難できる施設、お祭りの思い出—ひとりにとっていい町は、みんなにとってもいい町です。「自分のため」と「みんなのため」が重なるところ、それが自治会です。

おもな自治会活動

- ごみステーションや公園の管理
- 道路の安全確保
- 学校や公民館、市との連携
- 子どもの登下校の見守り
- 防犯灯の維持管理
- 防犯パトロール
- 防災訓練
- お祭りなどの行事の開催
- 広報物の配布

自治会は何のためにあるの？

英語・中国語・韓国語版パンフレットは、市自治会連合会ホームページから印刷してご利用ください。

例:自治会加入申込書

自治会・入会申込書(兼 会員名簿)

次のとおり、自治会へ入会を申し込みいたします。

班	
住所	
電話番号	

世帯主の方のみフリカナをお願いします。 太枠内記入

続柄	氏名	性別	生年月日	援護の要否
	フリカナ	世帯主の方のみフリカナをお願いします。		
1	世帯主	男・女		必要・無用
2				必要・無用
3				必要・無用
4				必要・無用
5				必要・無用
6				必要・無用
7				必要・無用

自治会長 殿

令和 年 月 日

令和 年 月 日

新規入会された皆さんへ

自治会

会長

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、自治会にご入会いただきましたことに対し、自治会を代表して心より歓迎いたします。

私ども自治会は、現在、世帯が加入され、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、隣近所との友好の輪が広がりますよう、自治会規約をお届けしますので、ご一読ください。

下記のとおり諸連絡をするとともに、自治会へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、自治会費(月 円)は、転入の翌月からいただくことになっておりますので、念のため申し添えます。

記

あなたの所属する班は 班で

班長さんは現在 さん()です。

いろいろご不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して自治会役員にお申し出ください。

以上

相模原市自治会連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、相模原市自治会連合会(以下「本会」という。)といい、事務所を相模原市中央区富士見6丁目6番23号けやき会館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、相模原市内の地域住民の自治組織である自治会及び当該自治会が一定の地域で組織する地区自治会連合会(以下「自治会」という。)をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、自治会相互の緊密な連携を図り、住民福祉の向上と自治会の円滑な運営を促進し、良好な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉向上に関すること。
- (2) 自治会の運営に対する協力、援助に関すること。
- (3) 自治会に共通する課題についての調査研究に関すること。
- (4) 会員相互の親睦及び連帯意識の高揚に関すること。
- (5) 相模原市その他の団体とのパートナーシップによる連携及び協力に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事は、理事会において、理事の中から互選又は推せんにより選出する。

(任期等)

第8条 会長の任期は1期2年とする。ただし、1期を限度として再任することができる。

2 副会長、会計及び監事の任期は1期2年とする。ただし、同一役職については1期を限度として再任することができる。

3 前2項ただし書きの規定にかかわらず、本会の適切な運営のために役員が同一役職として2期を超えて在任することが必要であると理事会が認める場合には、1期を限度として再任することができる。

4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第9条 本会に理事を置く。

2 理事は、地区自治会連合会長をもって充てる。

3 理事は、本会の事業の執行、運営の協議にあたる。

(委員)

第10条 本会に委員を置く。

2 委員の定数は、別表のとおりとし、地区自治会連合会が適宜な方法により選出した者をもって充てる。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、委員を兼ねることができない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。

(3) その他理事会が必要と認める事項を決定すること。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。

(1) 総会で決定された事項を処理すること。

(2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。

(3) 理事会に委任された事項を処理すること。

(4) 必要と認める規程及び要綱を設け、又は改廃すること。

(役員会)

第 1 4 条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 理事会へ提出の議案を立案すること。
- (2) 緊急事項を処理すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(専決処分)

第 1 5 条 前 3 条の各会議に規定する事項等で緊急を要するものは、会長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項については、次の総会又は理事会若しくは役員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(総会の招集等)

第 1 6 条 定期総会は、毎年 1 回年度初めに開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の 3 分の 1 以上より請求があったときに、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、委員の互選により選出する。

(理事会の招集等)

第 1 7 条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(役員会の招集等)

第 1 8 条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(会議の成立等)

第 1 9 条 会議はすべて構成員の 2 分の 1 以上の出席 (出席者への委任を行った者の数を出席者に加えるものとする。) がなければ開くことはできない。

2 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(部会)

第 2 0 条 本会に、次の部会を設ける。

名 称	調 査 研 究 事 項 等
総務部会	本会及び自治会の組織、運営等に関する事。
広報部会	本会の活動等の広報及び公聴に関する事。
防災安全部会	本会及び自治会の防犯、防災及び交通等に関する事。

2 前項に掲げる部会のほか、理事会が必要があると認めたときは、特別部会を設け

ることができる。

- 3 各部会は、理事及び委員をもって組織する。
- 4 部会に属する理事は、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとし、部会に属する委員は、地区自治会連合会において適宜な方法により選出されたもの1人を会長が委嘱するものとする。
- 5 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する理事が互選する。
- 6 部会長は、部会の会務を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会において調査研究した事項等を理事会に報告しなければならない。
- 8 会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(連絡会)

第21条 本会に、次の連絡会を置く。

- (1) 緑区連絡会
- (2) 中央区連絡会
- (3) 南区連絡会

- 2 各連絡会は、その区に属する理事をもって構成する。
- 3 連絡会には、座長が必要と認めた場合は、他の区に属する理事が出席できるものとする。
- 4 連絡会の座長は、副会長をもって充て、会を代表する。
- 5 座長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 6 連絡会の結果は理事会に報告するものとし、決議事項は理事会の承認を得ることにより、その効力を発するものとする。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和44年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年6月19日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和47年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月13日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、第8条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成2年6月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、別表(第10条関係)の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年6月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年6月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表 (第10条関係)

地区自治会連合会加入世帯数	委員定数(人)		
	均等割	世帯割	合計
5,000世帯未満	3	1	4
5,000世帯以上10,000世帯未満	3	2	5
10,000世帯以上15,000世帯未満	3	3	6
15,000世帯以上	3	4	7

相模原市自治会連合会地域活動功労者感謝状贈呈要領

1 趣 旨

この要領は、地域住民の福祉向上や地域社会の発展のために尽力された個人又は団体に対し、感謝状と記念品を贈呈し、活発な地域活動を推進することを目的とする。

2 表彰の方法

会長から感謝状及び記念品を贈り、表彰を行う。

3 表彰の対象

表彰の対象は、次の各号に定める個人及び団体とする。

(1) 個人

- ア 地区自治会連合会会長として1年以上在任し、その功績が顕著なもの
- イ 自治会長として2年以上在任し、その功績が顕著なもの
- ウ 地区自治会連合会役員として2年以上在任し、その功績が顕著なもの
- エ 自治会役員として6年以上在任し、その功績が顕著なもの
- オ 前各号のほか、市自治会連合会の活動に関し、特に功績が顕著なもの

(2) 団体

地域活動の推進に関し、その功績が顕著な団体。

4 被表彰者の推薦

各地区自治会連合会会長が会長に推薦を行う。

5 被表彰者の選考

被表彰者の選考は、各地区自治会連合会会長から推薦のあった候補者の中から役員会で審査し選考する。

6 被表彰者の決定

会長は、役員会の選考に基づき、被表彰者を決定する。

7 表彰の時期

表彰は、毎年1回とし、自治会大会において贈呈する。

8 再表彰

この要領により表彰を受けた者は、更にその事由が生じたものとしても重ねて表彰することができない。

9 委 任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り定める。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。

相模原市自治会連合会見舞金等規程

相模原市自治会連合会の見舞金等に関する金品の贈呈は、次に定めるところによる。

1 慶弔金等

相模原市自治会連合会理事及び単位自治会長等が死亡したときは、次に定めるところにより慶弔金等を贈呈する。

	本人	配偶者及び同居の一親等の親族	別居の一親等の親族
理事	10,000 円及び花輪等	10,000 円及び花輪等	弔電
自治会長	5,000 円及び花輪等	弔電	

2 退任理事への適用

退任理事本人が死亡した場合は、原則、退任後 10 年間は、自治会長本人を適用し贈呈する。

3 見舞金

相模原市自治会連合会理事が負傷又は疾病により、7 日以上入院又は自宅療養を必要とする場合には 10,000 円の見舞金を贈呈する。

4 返礼の取り扱い

本会は、この規程による見舞金等に対する返礼金品は受けないこととする。

5 その他

この規程に定めのない事例で疑義が生じたときは、会長や役員会に諮り定めるものとする。

(附)

この取り扱いについては、昭和 46 年 12 月 16 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、昭和 47 年 6 月 7 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、昭和 59 年 4 月 18 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、昭和 62 年 10 月 21 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、平成 8 年 5 月 23 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

(附)

この取り扱いについては、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

令和2年5月発行（共同作成）
相模原市自治会連合会（事務局）
相模原市中央区富士見6 - 6 - 23
けやき会館3階
電話 042 - 753 - 3419

相模原市市民局市民協働推進課
相模原市中央区中央2 - 11 - 15
相模原市役所第2別館4階
電話 042 - 769 - 8226